

資料編

[資料-1 関係条例等]

長瀬町防災会議条例

昭和39年6月23日
条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき長瀬町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 長瀬町地域防災計画を作成し及びその実施を推進する。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は町長をもって宛てる。

3 会長は会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が職務を代行する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 陸上自衛隊の隊員のうちから町長が任命する者
- (3) 埼玉県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (4) 埼玉県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 町の教育委員会の教育長
- (7) 消防団長及び秩父消防署の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者
- (9) 自主防災防犯組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- (10) その他特に必要と認め町長が任命する者

6 前項の委員の総数は、30名以内とする。

7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、

会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第5項及び第6号の規定は、平成27年11月1日から適用する。

区 分	関係機関名	職 名
指定地方行政機関（1号委員）	熊谷地方気象台	防災業務課長
県の機関（2号委員）	秩父地域振興センター 秩父福祉事務所 秩父農林振興センター 秩父県土整備事務所 秩父保健所	所 長 所 長 所 長 所 長 所 長
警察の機関（3号委員）	秩父警察署	署 長
町の機関（4号委員）	長瀨町役場	参 事 総務課長 税務課長 町民課長 健康福祉課長 産業観光課長 建設課長 議会事務局長
教育関係（5号委員）	長瀨町教育委員会	教育長
消防団（6号委員）	長瀨町消防団	団 長
指定公共機関、指定地方公共機関（7号委員）	東日本電信電話（株） 埼玉事業部 東京電力（株）熊谷支社 秩父営業センター	事業部長 秩父センター所長
消防機関（8号委員）	秩父消防本部 秩父消防署北分署	消防長 分署長

長瀬町災害対策本部条例

昭和39年6月23日

条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第6項の規定に基づき長瀬町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第8号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

長瀬町防災会議に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長瀬町防災会議条例（昭和39年条例第15号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、防災会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理委員)

第2条 条例第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、副町長の職にある委員とする。

(会議)

第3条 防災会議は、会長が召集し、その議長となる。

2 防災会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 防災会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を決め、委員に通知しなければならない。

(異動等の報告)

第4条 委員に異動があったときは、後任者は直ちに役職、氏名及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

(会長の専決処分)

第5条 防災会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したときは、会長は次の防災会議においてこれを報告しなければならない。

(会議録)

第6条 会長は、会議録を作成し、その事項を記録しておかなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議に付した案件及び審議の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他の事項

(公表等の方法)

第7条 地域防災計画を作成し、又は修正した場合の公表その他防災会議が行う公表は長瀬町公告式条例（昭和25年条例第5号）の例による。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成27年11月1日から適用する。

長瀬町防災会議の権限に属する事項のうち会長が専決できる事項について

平成9年11月28日

長瀬町防災会議 議決

長瀬町防災会議に関する要綱第5条の規定により、次の事項は会長の専決で処理することができる。

- 1 長瀬町の地域に災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること（長瀬町防災会議条例第2条第2号）
- 2 関係行政機関の長及びその他関係者に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めること（災害対策基本法第21条）
- 3 前各号に定めるもののほか、災害対策に関し緊急措置を要する事項

[資料-2 山腹崩壊危険地区]

箇 所 名	位 置				面積 (ha)
	郡・市	町・村	大 字	字	
根岸	秩父郡	長瀬町	矢那瀬	下破崩	3
中西	〃	〃	〃	中西	3
宮沢	〃	〃	野上下郷	違沢	4
諏訪沢	〃	〃	中野上	諏訪沢	2
本野上	〃	〃	本野上	根岸	5
中野上	〃	〃	〃	石原	4
中郷	〃	〃	井戸	古沢、ほか2	5
下郷	〃	〃	〃	下郷	2
大崩	〃	〃	長瀬	大崩	2
横町	〃	〃	野上下郷	横町	1

[資料-3 崩壊土砂流出危険地区]

箇所名	位置				面積 (ha)
	郡・市	町・村	大字	字	
根岸	秩父郡	長瀬町	矢那瀬	城下	0.3
大日峠	〃	〃	〃	大日峠	0.4
丹沢	〃	〃	〃	横吹	1.6
鎌ヶ入沢	〃	〃	〃	上破崩	2.1
入寺沢1	〃	〃	〃	竹ノ平	1.6
入寺沢2	〃	〃	野上下郷	湖桃久保	2.8
諸沢	〃	〃	〃	諸沢	0.6
滝ノ上1	〃	〃	〃	大ヶ谷	0.8
滝ノ上2	〃	〃	〃	栃沢	0.7
違沢	〃	〃	〃	違沢	1.2
大日影沢	〃	〃	〃	戸倉	1.9
八重子沢	〃	〃	〃	日向	1.9
一ノ沢	〃	〃	〃	高池	0.5
唐沢	〃	〃	中野上	丸山	1
宝登山	〃	〃	長瀬	谷黒田	1.2
大鉢形山	〃	〃	風布	熊穴	0.8
蕪木山	〃	〃	〃	蕪木山	0.1
古沢	〃	〃	井戸	古沢	1
植平沢	〃	〃	風布	植平	0.3
滝の沢	〃	〃	井戸	下郷	1.1
下郷	〃	〃	〃	〃	0.2
棒ヶ入	〃	〃	岩田	野出	0.8
高橋沢	〃	〃	〃	深沢	1.4
なら沢	〃	〃	長瀬	松木沢	0.5
有臼木	〃	〃	矢那瀬	臼木	0.4
東山	〃	〃	長瀬	東山	0.8
入寺沢3	〃	〃	野上下郷	城山	1.4
破崩	〃	〃	矢那瀬	下破崩、ほか 1	0.5
下栗沢	〃	〃	岩田	月見平	0.8

[資料-4 土砂災害警戒区域]

告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住所	警戒 区域	特別 警戒 区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
H23. 3. 18	古沢	秩父郡長瀬町井戸	○	○	土石流
H23. 3. 18	中郷	秩父郡長瀬町井戸	○	○	土石流
H23. 3. 18	銅の入沢	秩父郡長瀬町井戸	○	○	土石流
H23. 3. 18	森下 1-1	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 18	森下 1-2	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 18	井戸上郷 1	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 18	井戸岩下	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 18	井戸上郷 2	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 18	井戸中郷	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 18	井戸上郷 3	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 18	井戸上郷 4	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 18	阿弥陀ヶ谷	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 18	植平 1	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 18	植平 2	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 18	大鉢形 1	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 18	大鉢形 2	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 18	蕪木 1-1	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 18	蕪木 1-2	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 18	蕪木 1-3	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 18	蕪木 2	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 18	蕪木 3	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 18	蕪木 4	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 18	蕪木 5-1	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 18	蕪木 5-2	秩父郡長瀬町風布	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 18	井戸下郷 1	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 18	井戸下郷 2-1	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 18	井戸下郷 2-2	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 18	井戸下郷 3	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 18	井戸下郷 4	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 18	井戸下郷 5-1	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 18	井戸下郷 5-2	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 18	井戸下郷 5-3	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 18	井戸下郷 6-1	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 18	井戸下郷 6-2	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 18	井戸下郷 7	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 18	井戸下郷 8	秩父郡長瀬町井戸	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 18	岩田上郷 1	秩父郡長瀬町岩田	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 18	岩田上郷 2	秩父郡長瀬町岩田	○	○	急傾斜地の崩壊
H23. 3. 18	中郷沢-1	秩父郡長瀬町岩田	○	○	土石流
H23. 3. 18	中郷沢-2	秩父郡長瀬町岩田	○	○	土石流
H23. 3. 18	滝の沢	秩父郡長瀬町井戸	○	○	土石流
H23. 3. 18	高橋沢	秩父郡長瀬町岩田	○	○	土石流
H23. 3. 18	野出	秩父郡長瀬町岩田	○	○	土石流
H23. 3. 18	岩田-1	秩父郡長瀬町岩田	○	○	土石流
H23. 3. 18	岩田-2	秩父郡長瀬町岩田	○	○	土石流

告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住所	警戒 区域	特別 警戒 区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
H24. 3. 30	小坂 1	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H24. 3. 30	中西 1	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
H24. 3. 30	小坂 2	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
H24. 3. 30	中西 2	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
H24. 3. 30	大月 1	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
H24. 3. 30	大月 2	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
H24. 3. 30	矢那瀬根岸	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
H24. 3. 30	矢那瀬根岸 1	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
H24. 3. 30	矢那瀬根岸 2-1	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
H24. 3. 30	矢那瀬根岸 2-2	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
H24. 3. 30	矢那瀬根岸 3	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
H24. 3. 30	小坂 1-1	秩父郡長瀬町大字野上下郷、矢那瀬	○	○	土石流
H24. 3. 30	小坂 1-2	秩父郡長瀬町大字野上下郷、矢那瀬	○	○	土石流
H24. 3. 30	小坂 1-3	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	土石流
H24. 3. 30	小坂 2	秩父郡長瀬町大字野上下郷、矢那瀬	○	○	土石流
H24. 3. 30	石原沢 1	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	土石流
H24. 3. 30	石原沢 2	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	土石流
H24. 3. 30	丹沢	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○		土石流
H24. 3. 30	大月沢	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	土石流
H24. 3. 30	大槻沢	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	土石流
H24. 3. 30	梅の木沢	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	土石流
H24. 3. 30	坂本沢	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	土石流
H24. 3. 30	矢那瀬 2	秩父郡長瀬町大字矢那瀬	○	○	土石流
H26. 11. 21	中野上-1	秩父郡長瀬町大字中野上	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 11. 21	中野上-2	秩父郡長瀬町大字中野上	○		急傾斜地の崩壊
H26. 11. 21	本野上根岸 2	秩父郡長瀬町大字本野上	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 11. 21	長瀬 1-1	秩父郡長瀬町大字長瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 11. 21	長瀬 1-2	秩父郡長瀬町大字長瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 11. 21	長瀬 2	秩父郡長瀬町大字長瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 11. 21	本野上根岸 1	秩父郡長瀬町大字本野上	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 11. 21	山根	秩父郡長瀬町大字本野上	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 11. 21	唐沢	秩父郡長瀬町大字中野上	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 11. 21	和田	秩父郡長瀬町大字中野上	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 11. 21	長瀬 4	秩父郡長瀬町大字長瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 11. 21	根岸	秩父郡長瀬町大字長瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 11. 21	根岸沢	秩父郡長瀬町大字長瀬	○	○	土石流
H26. 11. 21	檜沢	秩父郡長瀬町大字長瀬	○		土石流
H26. 11. 21	北沢	秩父郡長瀬町大字本野上	○	○	土石流
H26. 11. 21	根岸	秩父郡長瀬町大字本野上	○	○	土石流
H26. 11. 21	和田	秩父郡長瀬町大字中野上	○	○	土石流
H26. 11. 21	中野上	秩父郡長瀬町大字中野上	○		土石流
H26. 11. 21	唐沢 2	秩父郡長瀬町大字中野上	○	○	土石流

告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住所	警戒 区域	特別 警戒 区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
H26. 11. 21	下山根	秩父郡長瀬町大字長瀬	○	○	土石流
H26. 11. 21	山根	秩父郡長瀬町大字長瀬	○	○	土石流
H26. 11. 21	井出入	秩父郡長瀬町大字中野上	○		土石流
H26. 11. 21	長瀬 1	秩父郡長瀬町大字長瀬	○	○	土石流
H26. 11. 21	高野沢	秩父郡長瀬町大字長瀬	○	○	土石流
H26. 11. 21	長瀬 2	秩父郡長瀬町大字長瀬	○	○	土石流
H26. 11. 21	宿本	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 11. 21	滝ノ上 1-1	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 11. 21	滝ノ上 1-2	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 11. 21	滝ノ上 1-3	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 11. 21	滝ノ上 2-1	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 11. 21	滝ノ上 2-2	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○		急傾斜地の崩壊
H26. 11. 21	宮沢 1	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 11. 21	滝ノ上 3	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 11. 21	宿本 2	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 11. 21	杉郷 1	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 11. 21	宮沢 3	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 11. 21	宮沢 2	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 11. 21	辻 1	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 11. 21	辻 2-1	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 11. 21	辻 2-2	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 11. 21	杉郷 2	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 11. 21	杉郷 3	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 11. 21	辻 4	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 11. 21	辻 5	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 11. 21	宿本 3	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊
H26. 11. 21	辻 3	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	急傾斜地の崩壊

告示 年月日	土砂災害警戒 区域等の名称	住所	警戒 区域	特別 警戒 区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
		郷			
H26. 11. 21	辻	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	土石流
H26. 11. 21	砂吹沢-1	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	土石流
H26. 11. 21	砂吹沢-2	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	土石流
H26. 11. 21	八重子沢	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○		土石流
H26. 11. 21	滝の上	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	土石流
H26. 11. 21	熊野沢	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○		土石流
H26. 11. 21	堂坂沢	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	土石流
H26. 11. 21	唐沢	秩父郡長瀬町大字中野上	○	○	土石流
H26. 11. 21	田中沢	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○		土石流
H26. 11. 21	大日影沢-1	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○		土石流
H26. 11. 21	大日影沢-2	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○		土石流
H26. 11. 21	野上下郷	秩父郡長瀬町大字野上下郷	○	○	土石流

[資料-5 砂防指定地]

幹 川 名	小支川名	溪 流 名
荒 川	荒川	小路沢
〃	〃	馬内沢
〃	馬内沢	檜沢
〃	荒川	高野沢
〃	〃	鶴沢
〃	鶴沢	蕪木沢
〃	〃	植平沢
〃	荒川	北沢
〃	〃	古沢
〃	〃	滝の沢
〃	〃	諏訪沢
〃	諏訪沢	唐沢

幹 川 名	小支川名	溪 流 名
荒 川	諏訪沢	田中沢
〃	〃	大掘
〃	荒川	砂吹沢
〃	砂吹沢	八重子沢
〃	〃	大日影沢
〃	荒川	田ノ入沢
〃	〃	高橋沢
〃	〃	中郷沢
〃	〃	諸沢
〃	〃	唐桶沢
〃	〃	丹沢

[資料-6 土石流危険溪流]

溪流番号	溪 流 名	溪流所在地		
		郡・市	町・村	大 字
363-I-001	中郷沢	秩父郡	長瀬町	岩田
363-I-002	滝の沢	〃	〃	下郷
363-I-005	古沢	〃	〃	井戸
363-I-006	中郷2	〃	〃	〃
363-I-008	長瀬	〃	〃	長瀬
363-I-009	檜沢	〃	〃	〃
363-I-010	北沢	〃	〃	本野上
363-I-011	根岸	〃	〃	根岸
363-I-012	和田	〃	〃	和田
363-I-013	中野上	〃	〃	中野上
363-I-014	諏訪沢	〃	〃	唐沢
363-I-015	辻1	〃	〃	辻
363-I-016	砂吹沢	〃	〃	〃
363-I-017	八重子沢	〃	〃	〃
363-I-018	滝の上1	〃	〃	滝の上
363-I-019	熊野沢	〃	〃	野上下郷
363-I-022	小坂1	〃	〃	小坂
363-I-023	小坂2	〃	〃	〃
363-I-024	石原沢	〃	〃	矢那瀬
363-I-026	丹沢	〃	〃	〃
363-I-027	大月沢	〃	〃	〃
363-I-028	大槻沢	〃	〃	〃
363-I-029	梅ノ木沢	〃	〃	根岸
363-I-030	坂本沢	〃	〃	〃
363-II-001	下郷3	〃	〃	下郷

363-Ⅱ-003	高橋沢	〃	〃	野出
363-Ⅱ-004	野出	〃	〃	〃
363-Ⅱ-005	岩田	〃	〃	岩田
363-Ⅱ-006	中郷1	〃	〃	中郷
363-Ⅱ-007	小路	〃	〃	小路
363-Ⅱ-009	高野沢	〃	〃	山根
363-Ⅱ-010	唐沢	〃	〃	犬塚
363-Ⅱ-011	田中沢	〃	〃	杉郷
363-Ⅱ-013	大日影沢	〃	〃	野上下郷
363-Ⅱ-014	野上下郷	〃	〃	〃
363-Ⅱ-016	矢那瀬2	〃	〃	矢那瀬

[資料-7 地すべり危険箇所（国土交通省所管）]

区 域 名	所 在 地 面積 (ha)	人家 (戸)
野上下郷	秩父郡長瀬町野上下郷 17.2	2
根 岸	秩父郡長瀬町矢那瀬 36.4	4

[資料-8 地すべり危険地区]

箇 所 名	位 置				面積 (ha)
	郡・市	町・村	大 字	小 字	
植平沢	秩父郡	長瀬町	風布	植平	14.0

[資料-9 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所]

区域名	所 在 地			指定面積 (ha)	告示番号	指 定 年月日	概 成
	郡・市	町・村	大 字				
中 西	秩父郡	長瀬町	矢那瀬	4.45	1711	S58.12.1 6	○
井戸上郷	秩父郡	長瀬町	井戸	3.26	1012	H24.7.20	

[資料-10 急傾斜地崩壊危険箇所]

箇所番号	箇 所 名	所 在 地			自然／人工
		市町村名	大 字	小 字	
11106-I-0100	宿本	長瀬町	野上下郷	宿本	自然
11106-I-0101	小坂1	〃	〃	小坂	〃
11106-I-0102	岩田上郷2	〃	岩田	上郷	〃
11106-I-0103	滝ノ上1	〃	野上下郷	滝ノ上	〃
11106-I-0104	滝ノ上3	〃	〃	〃	〃
11106-I-0105	宮沢3	〃	〃	宮沢	〃
11106-I-0106	中西1	〃	矢那瀬	中西	〃
11106-I-0107	小坂2	〃	野上下郷	小坂	〃
11106-I-0108	中西2	〃	矢那瀬	中西	〃

箇所番号	箇所名	所在地			自然／人工
		市町村名	大字	小字	
11106-I-0109	下郷	〃	下郷	下郷	〃
11106-I-0110	大月	〃	矢那瀬	大月	〃
11106-I-0111	矢那瀬根岸	〃	〃	根岸	〃
11106-I-0112	矢那瀬根岸1	〃	〃	〃	〃
11106-I-0113	矢那瀬根岸2	〃	〃	〃	〃
11106-I-0114	森下	〃	井戸	森下	〃
11106-I-0115	井戸上郷1	〃	〃	上郷	〃
11106-I-0116	下郷5	〃	〃	下郷	〃
11106-I-0117	下郷2	〃	〃	〃	〃
11106-I-0118	岩下	〃	〃	岩下	〃
11106-I-0119	犬塚	〃	中野上	犬塚	〃
11106-I-0120	唐沢1	〃	〃	唐沢	〃
11106-I-0121	長瀬五区1	〃	長瀬	長瀬五区	〃
11106-I-0122	宝登山区	〃	〃	宝登山区	〃
11106-I-0123	長瀬五区2	〃	〃	長瀬五区	〃
11106-I-0124	本野上根岸	〃	本野上	根岸	〃
11106-I-0371	北沢	〃	〃	北沢	〃
11106-II-0153	唐沢2	〃		唐沢	〃
11106-II-0154	杉郷1	〃	野上下郷	杉郷	〃
11106-II-0155	下郷1	〃	井戸	下郷	〃
11106-II-0156	下郷3	〃	〃	〃	〃
11106-II-0157	下郷4	〃	〃	〃	〃
11106-II-0158	下郷6	〃	〃	〃	〃
11106-II-0159	井戸上郷3	〃	〃	上郷	〃
11106-II-0160	中郷	〃	〃	中郷	〃
11106-II-0161	下郷7	〃	〃	下郷	〃
11106-II-0162	岩田上郷1	〃	岩田	上郷	〃
11106-II-0163	井戸上郷4	〃	井戸	上郷	〃
11106-II-0164	阿弥陀ヶ谷	〃	風布	阿弥陀ヶ谷	〃
11106-II-0165	植平1	〃	〃	植平	〃
11106-II-0166	植平2	〃	〃	〃	〃
11106-II-0167	大鉢形1	〃	〃	大鉢形	〃
11106-II-0168	大鉢形2	長瀬町	風布	大鉢形	自然
11106-II-0169	蕪木1	〃	〃	蕪木	〃
11106-II-0170	蕪木2	〃	〃	〃	〃
11106-II-0171	宮沢1	〃	野上下郷	宮沢	〃
11106-II-0172	宮沢2	〃	〃	〃	〃
11106-II-0173	辻1	〃	〃	辻	〃
11106-II-0174	辻2	〃	〃	〃	〃
11106-II-0175	矢那瀬根岸3	〃	矢那瀬	根岸	〃
11106-II-0472	杉郷2	〃	野上下郷	杉郷	〃
11106-II-0473	杉郷3	〃	〃	〃	〃
11106-II-0474	和田	〃	中野上	和田	〃

[資料-11 町内医療機関等]

名 称	所 在 地	電 話
倉林医院	長 瀬 1355-2	66-0387
南須原医院	本 野 上 174-3	66-2038
落合眼科医院	〃 1029-5	66-3366
長瀬医新クリニック	岩 田 587	66-1000
野上歯科医院	本 野 上 146-4	66-3418
落合歯科診療所	〃 1083-12	66-0271
新井接骨院	〃 298-2	66-0162

[資料-12 避難所及び避難場所（一時避難場所含む）]

大字長瀬地区

名 称	所 在 地	収容人員	畳数又は面積
長瀬地区コミュニティ消防センター	長 瀬 829	30人	28+6+6
上長瀬区コミュニティ集会所	〃 1400	30人	38.5
長瀬上区公会堂	〃 1022	40人	28+21
大木小路コミュニティ集会所	〃 1276	40人	48

大字本・中野上地区

長瀬中学校及び体育館	本 野 上 1035	300人	634.5㎡
長瀬第一小学校及び体育館	本 野 上 600	270人	572㎡
本・中野上地区コミュニティ消防センター	中 野 上 409-1	15人	18
野上コミュニティ集会所	本 野 上 189-6	30人	42
下山集落農業センター	〃 545-3	40人	45+6
上宿中宿区コミュニティ集会所	〃 640-3	20人	30
下宿区コミュニティ集会所	〃 651-3	20人	28
根岸地区コミュニティ集会所	〃 988-6	20人	30
下袋地区コミュニティ集会所	中 野 上 155-2	30人	36
竹之内地区コミュニティ集会所	〃 292	30人	39
中野上和田地区集会所	〃 495-1	30人	38
唐沢集落農業センター	〃 787-4	20人	28

大字野上下郷地区

長瀬第二小学校及び体育館	野上下郷 920-1	270人	572㎡
中央公民館及び体育室	〃 3312	370人	会議室165㎡、体育室600㎡
樋口地区コミュニティ集会所	〃 970-1	40人	48+8
杉郷区コミュニティ集会所	〃 3282-1	30人	36+6
辻区公会堂	〃 2864	30人	40
宮沢集落農業センター	〃 1987	30人	36+8
小坂区公会堂	〃 287-2	30人	36

大字矢那瀬地区

矢那瀬集落農業センター	矢 那 瀬 1380-1	40人	38.5+8
-------------	--------------	-----	--------

大字岩田地区

岩田地区コミュニティ集会所	岩 田 938-1	20人	28
高橋地区自治会集会所	〃 272-1	20人	30
岩田中郷コミュニティ集会所	〃 540-1	20人	24+8
岩田上割地区コミュニティ集会所	〃 35-3	20人	31.5

大字井戸・風布地区

埼玉県立長瀬げんきプラザ	井 戸	367	100人	
井戸下郷地区集会所	〃	297-3	30人	39.5
井戸風布地区コミュニティ集会所	〃	498-1	20人	27
美しいむらづくり井戸農村センター	〃	898-10	40人	40+12
風布地区コミュニティ集会所	風 布	962-1	20人	28

すべての場所で、飲料水供給は可能である。

※ トラック進入不能場所

上長瀬区コミュニティ集会所、大木小路区コミュニティ集会所、竹之内地区コミュニティ集会所

[資料-13 給水車等保有状況]

給水タンク（1.5 t）	給水タンク（1.0 t）	ポリ容器（20ℓ）	災害用給水袋（10ℓ）
1基	1基	170個	310個

[資料-14 指定給水装置工事業者]

上下水道組合指定給水装置工事業者は、137業者で町内では、下記の17業者が指定されている。

指定 番号	工事事業者名	店 舗 所 在 地	電話番号
1	(有)小林水道設備	秩父郡長瀬町大字長瀬1516番地12	66-3196
2	樋口水道設備	秩父郡長瀬町大字野上下郷474番地1	66-2035
3	(有)長瀬土木	秩父郡長瀬町大字中野上1135番地	66-2487
4	添田設備	秩父郡長瀬町大字矢那瀬458番地	66-1693
5	(有)秩北給排水サービス	秩父郡長瀬町大字長瀬1655番地2	66-2211
6	浅見鉄工所	秩父郡長瀬町大字本野上749番地	66-0016
7	(有)梶野建材	秩父郡長瀬町大字中野上473番地5	66-1829
8	(株)ヒマワリ建設	秩父郡長瀬町大字長瀬851番地11	66-3061
9	(株)一志工業	秩父郡長瀬町大字長瀬618番地2	66-3043
10	シンテック(株)	秩父郡長瀬町大字野上下郷3337番地1	66-0457
11	アメミヤ興業(株)	秩父郡長瀬町大字野上下郷1405番地	66-1120
12	長栄建設(株)	秩父郡長瀬町大字野上下郷1920番地	66-2750
13	水道屋さん	秩父郡長瀬町大字中野上571番地	66-3715
14	(株)平成	秩父郡長瀬町大字野上下郷153番地1	66-3190
15	大沢建材(有)	秩父郡長瀬町大字井戸753番地	66-2002
16	(有)高橋工務店	秩父郡長瀬町大字本野上80-1番地	66-1118
17	(有)関口建設	秩父郡長瀬町大字長瀬1408-3番地	66-1179

2015年8月17日現在

※ 注意事項

「皆野・長瀬上下水道組合」の名称は H28.3.31 まで
上水道事業・・・H28.4.1 から 「秩父広域市町村圏組合」
(事務所・・・皆野・長瀬支所)
下水道事業・・・H28.4.1 から 「皆野・長瀬下水道組合」

[資料-15 応急仮設住宅設置要領]

応急仮設住宅設置要領

1 目 的

災害により住家が全壊、全焼、流失し居住する住家がなく、かつ自らの資力をもってしては住宅を確保することのできない者を収容し一時的な居住の安定を図ることを目的とする。

2 対象者

応急仮設住宅に収容できる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 「被災者調査原票」(別添1)により調査し住家が全壊、全焼又は流失と確定された者
- (2) 住家が全壊、全焼又は流失し、他に居住する住家がない者
- (3) 自らの資力では、住宅を得ることのできない者(民生委員の指導中の世帯及び災害により指導を要することとなった世帯)

3 規模及び費用

1戸当りの規模は、26.4㎡(8坪)を基準とし、その費用は1,447,000円以内とする。

4 工事施行の方法

- (1) 原則として知事が建設するが、救助の迅速を図るため、その建設を当該市町村に委任することができる。
- (2) 委任を受けた市町村は、請書(様式1)に応急仮設住宅に収容を要する者の名簿(様式2)を添えて知事に提出すること。
- (3) 当該市町村長は、県の示す設計書を参考に、請負に付して建設すること。
- (4) 工事着工の際は、着工届(様式3)に工事請負契約書の写を添えて知事に提出すること。
- (5) 工事完了の際は、竣工届(様式4)を知事に提出し、検査を受けること。

5 工 期

工事の最終の着工期限は、災害発生の日から20日以内であるができる限り速やかに着工及び竣工すること。

6 敷 地

- (1) 市町村有地、私有地を問わず整地、選定等に日時を要しない場所を選定すること。
- (2) 私有地を借用して設置する場合は、市町村長が、土地の所有者又は借地権者と、借地契約を結んでおくこと。
- (3) 借地料は市町村の負担とすること。

7 収容者の決定

- (1) 市町村長は、市町村関係職員、議会議員、町内会長、部落会長の代表、民生委員等による協議会を開催し、その意見を聴いて収容を要する者を決定し知事に提出すること。
- (2) 知事は収容者を決定して、市町村長に通知する。
- (3) 市町村長は、前項の決定を受け工事の完了次第収容すること。

8 供 与

- (1) 供与期間は、収容の日から2年以内とすること。
- (2) 供与期間中の貸付料は、無料とすること。
- (3) 供与期間中に増改築を必要とする場合は、予め知事の承認を受けて行うこと。

9 維持管理

- (1) 委任を受けた市町村長が、公営住宅に準じて維持管理すること。
- (2) 供与期間中に収容者が退去した場合は、その旨健康福祉部長に報告しその指示を受けること。

10 指導監督

- (1) 設置及び収容事務については、健康福祉部社会福祉課長（町村にあっては、所轄の福祉事務所長を含む）が行うこと。
- (2) 工事については都市整備部住宅課長（所轄の県土整備事務所長を含む）が行うこと。

11 繰替支弁金の支払い

市町村長は、県の竣工検査が終了したときは、請求書（様式5）2部を知事に提出すること。
ただし、知事が必要と認めるものは概算支払いを行うことができる。

12 書類の提出

町村にあっては、所轄の福祉事務所を経由（事務所控1部を加え）して健康福祉部社会福祉課へ提出すること。

様式1

第 年 月 日 号

埼 玉 県 知 事 様

長瀬町長

印

請 書

年 月 日第 号をもって委任の通知を受けた災害救助法による応急仮設住宅設置事業を次の条件により承諾します。

記

- 1 設置戸数 戸
- 2 規模構造 1戸当り 26.4㎡ 円以内
- 3 着工期日 年 月 日まで
- 4 事業内容 上記の金額の範囲内で「災害救助法による応急仮設住宅設置要領」に基づき応急仮設住宅の設置事業を行う。

様式2

応急仮設住宅に収容を要する者の名簿

選考月日

(長瀬町)

選考順位	住 所	氏 名	家族数	職 業	月 収	世帯の状況

注) 世帯の状況は、生活保護世帯、老人世帯、身体障害者世帯等の別を記入すること。

様式3

第 年 月 日 号

埼 玉 県 知 事 様

長瀬町長

印

災害救助法による応急仮設住宅の着工について

月 日第 号により委任された標記住宅については、下記のとおり着工したのでお届けします。

記

- 1 設置戸数 戸
- 2 着工月日 月 日
- 3 竣工予定 月 日
- 4 添付書類 請負業者の着工属の写 別紙のとおり

注) 請負業者別に着工、竣工予定の違う場合には、その区分明細によりわけて記入すること。

様式4

	第	年	月	日	号
埼 玉 県 知 事 様					
					印
					長瀬町長
					災害救助法による応急仮設住宅の竣工について
月 日第					号により委任された標記住宅については、下記のとおり竣工したので
お届けします。					
記					
1 設置戸数					戸
2 着工月日			月	日	
3 竣工月日			月	日	
4 市町村の竣工検査日			月	日	
5 添付書類	請負業者の竣工届の写 別紙のとおり				

様式5

請 求 （概算・精算） 書					
一金					円也
ただし、					による災害救助法による応急仮設住宅設置費
分上記のとおり請求します。					戸
			年	月	日
埼 玉 県 知 事 様					
					印
					長瀬町長
添付書類	支出調書及び領収書の写				

別添1 被災者調査原票

調 査 番 号

世帯主氏名					住 所			調査者	氏名	
被害程度		全焼 %、全壊 %、流失 %、半壊 %、一部壊 %、床上浸水 cm、床下浸水								
応急救助を必要とする家族状況	氏 名	性別	年令	職業	在学学校名及び学年別	死亡	行方不明	負 傷		要助産
		男 女						重傷	軽傷	
		男 女								
		男 女								
	計	人			小学生 人 中学生 人	人	人	人	人	人
半壊、床上浸水世帯の土砂流入状況					有 無		面積 m ²	高さ cm		
住家及び非住家の棟数及び所有別					住家 棟	自家 借家	非住家 棟	住民登録状況	有 無	
避難先	縁故先 所在地等						避難場所 所在地、名称等			
備 考										

記載上の注意

- この票は、応急救助実施の基本となるものであるから正確に記入すること。特に、被害程度、世帯人員及び小・中学校児童、生徒の有無については留意すること。
- 被災程度の判定基準は下記によること。
 - イ 全壊、全焼、流失とは、延床面積の70%以上が損壊、焼失、流失したものまたは、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達したもの。
 - ロ 住家の半壊、半焼とは、延床面積の20%以上70%未満の損壊、損焼のものまたは住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。（補修しても住家として使用不能の場合は、全壊、全焼、流失に含める）
 - ハ 床上浸水とは、浸水が住家の床上に達した程度のものまたは土砂竹木等のたい積により一時的に居住できない状態となったもの。（イ、ロは除く。）
- 死亡、行方不明、負傷、要助産欄は該当欄に○印を付すること。
- 重軽傷の区分は下記による。
 - イ 重傷とは、1か月以上の治療を要する見込みのもの。
 - ロ 軽傷とは、1か月未満で治療できる見込みのもの。
- 家屋被害がなく、人的被害のみの場合でも本票を用いて該当欄に記入すること。

[資料-16 報告書様式及び確定報告記入要領]

報告書様式

様式第1号

発 生 速 報

長 瀬 町

日 時 分受信		発信者		受信者	
1 被 害 発 生	自 至 月 日 時 分 月 日 時 分				
2 被 害 場 所					
3 被 害 程 度					
4 災害に対する措置					
5 その他必要事項					

注) 内容は簡単に要領を得たものとする。

資-24

様式第3号

(1/2)

被 害 状 況 調

長 瀬 町

災害の種別		発生地域	
被害日時	自 月 日 至 月 日		
報告区分	確 定		

区 分				被 害		区 分				被 害	
人的被害	死 者		人			田畑被害	田	流出・埋没	ha		
	行方不明者		人					畑	冠水	ha	
	負傷者	重 傷	人				道路被害		流出・埋没	ha	
		軽 傷	人					冠水	ha		
							決壊	箇所			
住家被害	全 壊 (焼) (流失)		棟					冠水	箇所		
			世帯					その他の被害	文教施設	箇所	
			人			病 院	箇所				
	半 壊 (焼)		棟			橋 梁	箇所				
			世帯			河 川	箇所				
			人			砂 防	箇所				
	一部破損		棟			清掃施設	箇所				
			世帯			崖崩れ	箇所				
			人			鉄道不通	箇所				
	床上浸水		棟			被害船舶	隻				
			世帯			水 道	戸				
			人			電 話	回線				
	床下浸水		棟			電 気	戸				
			世帯			ガ ス	戸				
			人			ブロック塀等	箇所				
	非住家被害	公共建物	全壊 (焼)	棟			罹災世帯数		世帯		
半壊 (焼)			棟			罹災者数		人			
その他		全壊 (焼)	棟			火災発生	建 物	件			
		半壊 (焼)	棟				危険物	件			
							その他	件			

区 分		被 害		市災 害 町対 策 村本 部	名称			
公立文教施設	千円				設置	月	日	時
農林水産施設	千円				解散	月	日	時
公共土木施設	千円							
その他公共施設	千円							
小 計		千円						
公立施設被害 市町村数		団体			災設 害置 対市 策町 本村 部数			
そ の 他	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
					計	団体		
					災適 害用 救市 助町 法村 名			
その他		千円			消防職員出動延人数	人		
被 害 総 額		千円			消防団員出動延人数	人		
備 考	1 災害発生場所							
	2 災害発生年月日							
	3 災害の種類概況							
	4 消防機関の活動状況							
	5 その他（避難の勧告・指示等の状況）							

確定報告記入要領

区 分	基 準
人 的 被 害	1 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。 2 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。 3 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。 4 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家 被 害	1 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2 棟とは、一つの独立した建物とする。 3 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 4 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでの「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでの「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 5 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 6 「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 7 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。 8 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非 住 家 被 害	1 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 2 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4 「非住家被害」とは、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
田 畑 被 害	1 「田の流出、埋没」とは、田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。 2 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。 3 「畑の流出、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

道 路 被 害	1 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。 2 道路冠水とは、道路法（昭和27年法律180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。
そ の 他 被 害	1 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。 2 「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 3 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 4 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。 5 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。 6 「崖崩れ」とは、崖崩れによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたものとする。 7 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。 8 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。 9 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 10 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 11 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 12 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 13 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 14 「罹災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 15 「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。
火 災 発 生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

被 害 金 額	1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 4 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 5 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。 6 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。 7 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 8 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 9 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。 10 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
災害対策本部等	1 市町村災害対策本部欄は、各市町村において、本部設置に当たり、とった配備体制の名称を記入する。 2 災害対策本部設置市町村名、災害救助法適用市町村欄は、各支部で記入する。
備 考	1 災害の発生場所とは、被害を生じた市町村名又は地域名とする。 2 災害の発生日時とは、被害を生じた日時又は期間とする。 3 災害の種類、概況とは、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等とする。 4 消防機関の活動状況とは、消防、水防、救急、救助、避難誘導等の活動状況とする。 5 その他とは、その他特記事項。なお、市町村長が避難の勧告・指示を行った場合には、その概況とする。

- (注) 1 この報告の調査報告にないものは「その他被害」欄に具体的に記入すること。
 2 要領第13条の規定に基づく報告は、累計とすること。

[資料-17 救助の特例等申請様式等]

災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」

(平成27年4月1日 適用)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7m ² を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,621,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内 着工	1 平均 1戸当たり29.7m ² 、2,621,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受けて炊事できない者 3 住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者	1人1日当たり 1,080円以内	災害発生の日から7日以内 ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、この期間内に三日分以内を現物により支給することができる	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額			期 間		備 考		
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	全半壊（焼）、流 失、床上浸水等により、生活上必要な被 服、寝具、その他生 活必需品を喪失、又 は損傷し、直ちに日 常生活を営むことが 困難な者	1 夏季（4 月～9 月）、冬 季（10 月～3 月）の季別 は災害発生の日をもって 決定する。 2 下記金額の範囲内			災害発生の日 から 10 日以内		1 備蓄物資の価格は 年度当初の評価額 2 現物給付に限るこ と。		
		区 分		1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上 1 人増す ごとに 加算
		全 壊 全 焼 流 失	夏	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700
			冬	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000
		半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600
			冬	9,700	12,600	17,900	21,200	26,800	3,500
医 療	医療の途を失った 者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、 治療材料、破損した医療 器具等の実費 2 病院又は診療所…国民健 康保険の診療報酬の額以 内 3 施術者…協定料金の額以 内			災害発生の日 から 14 日以内		患者等の移送費は、 別途計上		
助 産	災害発生の日以前 又は以後 7 日以内に 分べんした者であつ て災害のため助産の 途を失った者（出産 のみならず、死産及 び流産を含み現に助 産を要する状態にあ る者）	1 救護班等による場合 は、使用した衛生材料等 の実費 2 助産師による場合は、 慣行料金の 100 分の 80 以内の額			分べんした日 から 7 日以内		妊婦等の移送費は、 別途計上		
災 害 に か かった者の 救出	1 現に生命、身体 が危険な状態にあ る者 2 生死不明の状態 にある者	当該地域における通常の 実費			災害発生の日 から 3 日以内		1 期間内に生死が明 らかにならない場合 は、以後「死体の捜 索」として取り扱 う。 2 輸送費、人件費 は、別途計上		

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
災 害 に か かった住宅 の応急修理	住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 567,000 円以内	災害発生の日から 1 か月以内	
生業に必要な資金の貸与	住 家 が 全 壊（焼）、流失し、生業の手段を失った世帯	生業費 1 件当たり 30,000 円 就職支度費 1 件当たり 15,000 円	災害発生の日から 1 か月以内に貸与を完了	貸付期間：2 年以内 利子：無利子
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学生生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学生児童 4,200 円 中学生生徒 4,500 円 高等学校等生徒 4,900 円	災害発生の日から （教科書） 1 か月以内 （その他学用品） 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者	1 体当たり 大人（12 歳以上） 208,700 円以内 小人（12 歳未満） 167,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うもの	1 洗浄、縫合、消毒等 1 体当たり 3,400 円以内 2 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,300 円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者	1 世帯当たり 134,300 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	1 人 1 日当たり 医師及び歯科医師 22,300 円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 15,800 円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 15,700 円以内 救急救命士 14,600 円以内 土木技術、建築技術者 16,000 円以内 大工 24,000 円以内 左官 24,100 円以内 とび職 24,000 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

-
- (1) 申請は、当該救助種類の期間の満了する日の前日までにとりあえず電話又はFAX等で行い事後すみやかに書面申請すること。
 - (2) 申請書の日付は、電話又はFAX等で申請した日とし、申請書及び承認書並びに聴取書等の関係書類は整理保管しておくこと。
 - (3) 救助の種類毎の特例申請は、次のとおりでその内容については、「災害救助の実務」（通称赤本）を参照すること。
 - (4) 前項の特例は、厚生労働大臣の承認を得て通知するものであるから真にやむを得ない場合にのみ申請すること。

様式1 救助実施記録日計票

救 助 実 施 記 録 日 計 票	
救助の種類	
長瀬町	
責 任 者	印
地区責任者	印
No.	月 日 時 分
員 数 (世 帯)	
品 目 (数 量 金 額)	
受 入 先	
払 出 先	
場 所	
方 法	
記 事	

<記入要領>

- ① 各救助の種類ごとに作成すること。
- ② 記録票欄外のナンバー欄には記録票作成ごとに一連番号を附するものとし、前回分を訂正する必要が生じた場合、例えばNo.10 の次にNo.5 の分を訂正する場合にはNo.11 (No.5 訂正) のように記載のうえ前回分No.5 の記録票には朱で×印を附し (No.11 に訂正済) とし、廃棄することなくそのままナンバー順に綴っておくこと。なお、救助の実施種類が多い場合には救助の種類ごとに一連番号を附しナンバー順に綴ってよい。
- ③ 記録票欄外の救助の種類欄に、該当する救助名を記入し、欄内該当欄に必要最小限度の事項を記入する。
- ④ 機械器具等は無償で借上げた場合についても記録票を作成する。
- ⑤ 災害救助基金より放出した場合についても同様とする。
- ⑥ 被服寝具その他生活必需品の給与等で、都道府県調達分と市町村調達分の双方があるときはそれぞれ別個に記録票を作成する。

人夫雇上げ台帳

長瀬町

(救助種別)														
住所	氏名	日額	月 分						基本賃金		割増賃金		給与額	
			日	日	日	日	日	日	日数	金額	時間	金額		

注) 1 本台帳は、救助の種別ごとに作成すること。

2 各日別就労状況は、1 日就労したものは「1」と表示する。また、5 時間時間外に就労したものは「1.5」と表示すること。

被災者救出状況記録簿

長瀬町

年月日	救出 人員	救 出 用 機 械 器 具								実支 出額	備考
		名称	借 上 費			修 繕 費			燃料費		
			数量	所有者 (管理者) 氏名	金額	修繕 月日	修繕費	修繕の 概要			
月 日	人				円	月日	円		円	円	
計											

- 注) 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

様式5 救護班活動状況

救 護 班 活 動 状 況

救護班

班長：医師 氏名

印

月 日	市(区) 町村名	患者数	措置の概要	死 体 検案数	修繕費	備 考
		人		人	円	
計						

注)「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

診療機関名	患者氏名	診療期間 月 日	病 名	診療区分		診療報酬点数		金 額 円	備 考
				入院	通院	入院 点	通院 点		
計 機関	人								

資-40

長瀬町

注) 1 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
2 都道府県又は市町村の車輛等による場合は「備考」欄に車輛番号を記入すること。
3 借上車輛等による場合は有償、無償を問わず記入すること。
4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車輛等の借上費を記入すること。
5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

炊 出 し 給 与 状 況

長瀬町

[illegible]

注)「備考」欄は、給食内容を記入すること。

様式11 物資の給与状況

物 資 の 給 与 状 況

長瀬町

住家被害 程度区分	世帯主 氏 名	基礎となっ た世帯構成 人員	給与 月 日	物資給与の品名				実支 出額	備 考
				布団	毛布				
		人	月 日					円	
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

平成 年 月 日

給与責任者 氏名

印

- 注) 1 住家の被害程度に、全壊（焼）流失又は半壊（焼）床上浸水の別を記入すること。
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3 「物資給与の品名」欄に、数量を記入すること。

遺體處理台帳

長瀬町

[illegible]

埋 葬 台 帳

長瀬町

死 亡 年 月 日	埋 葬 年 月 日	死 亡 者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備 考
		氏 名	年 令	死亡者と の関係	氏 名	棺(附属品 を含む)	埋葬又は 火葬料	骨 箱	計	
						円	円	円	円	
計		人								

- 注) 1 埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
2 町長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

様式15 避難所設置及び収容状況

避難所設置及び収容状況

長瀬町

避難所の名称	種 別	開設期間	実人員	延人員	物 品 使 用 状 況		実支出額	備考
					品名	数量		
		月 日 ～ 月 日						
計								

- 注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
- 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
- 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

住宅応急修理記録簿

長瀬町

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	摘 要
		月 日	円	
計 世帯				

様式17 応急仮設住宅台帳

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

長瀬町

応急仮設 住宅番号	世帯主 氏 名	家族 数	所在地	構造 区分	面積	敷地 区分	着工 月 日	竣工 月 日	入居 月 日	実支 出額	備考
		人					月 日	月 日	月 日	円	
計	世帯										

- 注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入する。
- 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

障 害 物 除 去 の 状 況

長瀬町

住家被害程度 区分		氏 名	除去に要した期間	実支出額	除去に要すべき状態 の概要	備 考
			月 日～ 月 日	円		
計	半壊(焼)	世帯				
	床上浸水	世帯				

様式19 学用品の給与状況

学用品の給与状況

長瀬町														
学校名	学 年	児童(生徒)氏名	親権者氏名	給与 月 日	給 与 品 の 内 訳							実支出額	備考	
					教 科 書		そ の 他 学 用 品							
					国 語	算 数			鉛 筆	ノ ット				
				月 日									円	
計	小学校		人										円	
	中学校		人										円	

長瀬町

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし

平成 年 月 日

給与責任者（学校長）

氏 名 印

注) 1 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与年月日を記入すること。

2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

その他様式

様式20

第 年 月 日 号

埼玉県知事様

長瀬町長

印

避難所開設期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて甚大であって、り災者の被害は深刻を極めて、避難所の開設期間である 日間では、避難所を閉鎖し自宅に復帰させることが困難な実情にありますので、次のとおり開設期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する避難所ごとの収容人員
- 4 その他

様式21

第 年 月 日 号

埼玉県知事様

長瀬町長

印

応急仮設住宅設置戸数限度の引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて大きく、り災者の実情は深刻の様相を増し、加えて住民の経済能力、住宅事情等も極めて悪く、基準の設置戸数のみでは、低所得者の保護の万全を期することが困難な実情でありますので、次のとおり設置戸数の限度を引上げられたく、事情御賢察の上御承認下さるよう申請します。

記

- 1 設置戸数の引上げ数 ((1) - (2))
 - (1) 設置戸数の総数 戸
 - (2) 設置基準戸数 戸 (全壊 (焼)、流失世帯 戸×30%)
- 2 設置戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 全壊 (焼)、流失世帯に対する住宅復旧計画
- 4 応急仮設住宅に収容を要する者の名簿
- 5 その他

様式22

第 年 月 日 号

埼 玉 県 知 事 様

長瀬町長

印

応急仮設住宅着工期間の延長承認申請書

月 日

地方に発生した

による

害は、その被害が極めて

甚大であって、応急仮設住宅の着工期間である20日間では、着工が困難な実情にありますので、次のとおり着工期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの応急仮設住宅の設置戸数
- 4 その他

様式23

第 年 月 日 号

埼 玉 県 知 事 様

長瀬町長

印

炊出し期間の延長承認申請書

月 日

地方を襲った

による

害は、その被害が極めて甚

大であって、り災者の被害は深刻を極め炊出し期間である 日間では炊出しを打切り自宅炊事に切換えることが極めて困難でありますので、次のとおり炊出し期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する炊出所ごとの給与人員
- 4 その他

様式24

第 年 月 日 号

埼 玉 県 知 事 様

長瀬町長

印

飲料水供給期間の延長承認申請書

月 日

地方を襲った

による

害は、その被害が極めて甚

大であって、り災者の被害は深刻を極め飲料水の供給期間である 日間では供給を打切ることが極めて困難でありますので、次のとおり期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの供給人員
- 4 その他

様式25

第 年 月 日 号

埼 玉 県 知 事 様

長瀬町長

印

被服寝具生活必需品の給与の季別変更承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が甚大であって、り災者の被害は深刻を極め、夏季の基準ではこの冬をしのぎ得ない実情にありますので、次のとおり冬季基準に変更願いたく御承認下さるよう申請します。

記

1 冬季基準を適用すべき数

被 害 別	被 害 数		季別の変更を要する数		備 考
	世帯数	人 員	世帯数	人 員	
全 壊（焼）流失					
半壊（焼）床上浸水					
計					

2 季別の変更を要する具体的理由

3 変更額と夏季基準額との差額概算

4 義援金品等の状況

様式26

第 年 月 日 号

埼 玉 県 知 事 様

長瀬町長

印

被服寝具生活必需品の給与限度額の変更承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて大きく、り災者の被害状況は極めて深刻でありまして基準額ではこの冬をしのぎ得ない実情にありますので、次のとおり限度額を引上げられたく事情御賢察のうえ御承認下さるよう申請します。

記

1 変更を要する限度額

2 変更を要する具体的理由

3 変更を要する地区ごとの世帯数

4 変更額と基準額の差額概算

5 その他

様式27

第 年 月 日 号

埼 玉 県 知 事 様

長瀬町長 印

被服、寝具生活必需品の給与期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が甚大であって、給与期間である 日間では給与することが困難でありますので次のとおり給与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの世帯数
- 4 その他

様式28

第 年 月 日 号

埼 玉 県 知 事 様

長瀬町長 印

医療期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であって、り災者の被害は深刻を極め医療期間である 日間では医療を打切ることが困難な実情でありますので次のとおり医療期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区又は医療機関ごとの患者数
- 4 その他

様式29

第 年 月 日 号

埼 玉 県 知 事 様

長瀬町長 印

助産期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であって、り災者の被害は深刻を極め助産期間である分べんの日から 日間では、助産を打切ることが困難な実情にありますので次のとおり助産期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区または助産機関ごとの助産を要する人員

様式30

第 年 月 号
日

埼玉県知事様

長瀬町長

印

災害にかかった者の救出期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて激甚であり、救出期間である 日間では救出が困難な状態にありますので、次のとおり救出期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長によって救出されるべき人員及びその状況
- 4 その他

様式31

第 年 月 号
日

埼玉県知事様

長瀬町長

印

住宅の応急修理戸数限度の引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて大きく、り災者の実情は深刻の様相を増し、加えて住民の経済能力、住宅事情等も極めて悪く、基準の修理戸数のみでは、人心の安定を図り、り災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので次のとおり修理戸数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

- 1 修理戸数の引上げ数 ((1) - (2))
 - (1) 修理戸数の総数 戸
 - (2) 修理基準戸数 戸 (半壊 (焼) 世帯 戸×30%)
- 2 修理戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 半壊 (焼) 世帯に対する応急修理計画
- 4 応急修理対象者名簿
- 5 その他

様式32

第 年 月 号
日

埼玉県知事様

長瀬町長

印

住宅の応急修理期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて甚大であって、応急修理期間である1ヶ月間では、修理が困難な実情にありますので、次のとおり修理期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの応急修理戸数
- 4 その他

様式33

第 年 月 日 号

埼 玉 県 知 事 様

長瀬町長 印

生業資金貸与世帯数限度の引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて

大きく、かつ、り災者の経済能力も悪く、基準の貸与世帯数では人心の安定を図り、り災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり貸与世帯数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

- 1 引上げを要する貸与世帯数 ((1) - (2))
 - (1) 貸与世帯数の総数 世帯
 - (2) 貸与基準世帯数 世帯 (全壊 (焼)、流失世帯 戸×25%)
- 2 貸与世帯の引上げを要する具体的理由
- 3 他の貸付金制度による貸付との関連
- 4 その他

様式34

第 年 月 日 号

埼 玉 県 知 事 様

長瀬町長 印

生業資金貸与期間の延長承認申請書

月 日の による被害は、極めて甚大であって生業資金の貸与期間である

1ヶ月間 (先般承認を受けた延長期間) ではその貸与を終了することができませんので、次のとおり貸与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの世帯数
- 4 その他

様式35

第 年 月 日 号

埼 玉 県 知 事 様

長瀬町長 印

学用品給与期間の延長承認申請書

月 日の による被害は、極めて甚大であって、基準で示された教科書 (文

房具及び通学用品) の給与期間 日間では給与が終了いたしかねますので、次のとおり、給与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区又は学校ごとの児童生徒数
- 4 その他

様式36

第 年 月 号
日

埼玉県知事様

長瀬町長

印

埋葬期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて激甚であり、埋葬期間である 日間では埋葬を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり埋葬期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの埋葬を要する死体数
- 4 その他

様式37

第 年 月 号
日

埼玉県知事様

長瀬町長

印

死体の搜索期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて激甚であり、搜索期間である 日間では、搜索を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり搜索期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長をすることによって搜索されるべき死体数
- 4 その他

様式38

第 年 月 号
日

埼玉県知事様

長瀬町長

印

死体処理期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて激甚であり、死体処理期間である 日間では、死体の処理を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり死体処理期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長をすることによって処理されるべき死体数
- 4 その他

様式39

第 年 月 日 号

埼 玉 県 知 事 様

長瀬町長

印

障害物除去戸数の限度引上げ承認申請書

月 日

地方を襲った

による被害は極めて大きく特に障害物の流入が甚だしく加えて住民の経済能力等も悪く基準の除去戸数のみでは、り災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり除去戸数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

- 1 障害物除去戸数の引上げ数 ((1) - (2))
 - (1) 除去戸数の総数 戸
 - (2) 除去基準戸数 戸 (半壊、床上浸水世帯 戸×15%)
- 2 除去戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 障害物の除去対象者名簿
- 4 その他

様式40

第 年 月 日 号

埼 玉 県 知 事 様

長瀬町長

印

障害物除去期間の延長承認申請書

月 日

地方を襲った

による被害は極めて大きく特に障害物の流入が甚だしく除去期間である 日間では、除去が困難な実情にありますので、次のとおり除去期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの除去戸数
- 4 その他

様式41

第 年 月 日 号

埼 玉 県 知 事 様

長瀬町長

印

輸送の特例承認申請書

月 日発生した

による被害は極めて大きく、次のとおり輸送を実施する必要がありますので御承認下されたく申請します。

記

- 1 輸送を要する救助の種類及び輸送する物資等の内容
- 2 輸送区間又は距離
- 3 輸送を要する物資等の数量又は積載台数
- 4 輸送を実施しようとする期間
- 5 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- 6 輸送を要する具体的理由
- 7 その他

様式42

第 年 月 日 号

埼 玉 県 知 事 様

長瀬町長

印

輸送期間の延長承認申請書

月 日発生した による被害は極めて大きく、次のとおり輸送期間の延長を必要とするので、御承認下されたく申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 輸送目的又は輸送物資等の品名
- 3 輸送区間又は距離
- 4 輸送物資（人員）の数量又は積載台数
- 5 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- 6 期間の延長を要する具体的理由
- 7 その他

様式43

第 年 月 日 号

埼 玉 県 知 事 様

長瀬町長

印

人夫の雇上げの特例承認申請書

月 日発生した による被害は、極めて大きく次のとおり人夫の雇上げを必要としますので御承認下されたく申請します。

記

- 1 人夫の雇上げを要する目的又は救助の種類
- 2 人夫の所要人員
- 3 雇上げを要する期間
- 4 人夫の雇上げに要する経費
- 5 人夫の雇上げを要する具体的理由
- 6 その他

様式44

第 年 月 日 号

埼 玉 県 知 事 様

長瀬町長

印

人夫雇上げ期間の延長承認申請書

月 日発生した による被害は、極めて大きく、次のとおり人夫の雇上げ期間の延長を必要とするので、御承認下されたく申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 人夫の雇上げの目的又は救助の種類
- 3 雇上げの人員
- 4 使用場所
- 5 期間の延長を要する具体的理由
- 6 その他

様式45の2

医 療 班 出 動 報 告 書				〇〇医療班	
班 長		班 員		編 成 出 動 状 況	
資 格	氏 名	資 格	氏 名		
上記のとおり 月 日出動したので報告します。 年 月 日 (本隊、支、分隊、関係機関の別) 責任者 印 本 隊 衛 生 部 長 様					

様式45の3

取 扱 患 者 台 帳							〇〇医療班	
年月日	住 所	氏 名	職 業	年 令	性 別	病 名	死 体 検案数	措置概要適用

様式45の4

救 助 実 施 状 況					年 月 日		〇〇医療班		
使 用 医 療 用 品 内 訳					救 助 実 施 状 況				
品名	数量	単価	金額	調達先その他	患者数	内 訳			備 考
						外 科	内 科	眼 科	
計									

様式45の5 様式45の6

(第 号)				送 付 書	
送 付 年 月 日		取扱者氏名		印	
送人職氏名		印		受人職氏名	
車 両 番 号		第 号		運転手氏名	
品 名		数 量		品 名	
				合 計	
荷 姿		個 数		荷 姿	
				合 計	

1 本書は、正、副、受領者の3枚複写とし、特に数量については誤記のないよう記すこと。

2 受人の職氏名は、もれることなく記入し、印を押してもらうこと。引渡しの際

車 両 使 用 書			
使用部、係名			印
使用責任者職氏名			
1 使 用 車 両			
車 両 の 所 属			
車 両 番 号			
運 転 者 氏 名			
2 使 用 目 的			
3 使用区間及び場所			
4 使 用 月 日			
自 月 日 午 時			
至 月 日 午 時			
5 そ の 他			
上記のとおり車両を使用しました。			
年 月 日			

様式45の7

輸 送 費 内 訳 書					
従事会社名			会社所在地		
車両番号	第	号	運転者氏名	印	
出庫時間	帰庫時間	出動時間	走行キロ数	請 求 額	備 考
発 地	着 地	作業内容	キロ数（日数）	金 額	摘 要
//////////		//////////		//////////	//////////
//////////		//////////		//////////	//////////
上記のとおり従事したことを証明する。 年 月 日					
印			使 用 部、係 名 使用責任者職氏名		
様					

様式45の8

合 番 号	処理番号	第 号	取扱日時	年 月 日	午前 時 分	後
			取 扱 者	収容所	取扱者	保管所
災 害 死 体 処 理 票	被 保 管 者			処 理 顛 末		
	住 所 氏 名 性別年令	番地	送付月日	年 月 日	火葬場	墓 地
	(男) (女) 推定 歳		埋 火 葬 月 日	年 月 日	火 葬 埋 葬	
	死亡日時	年 月 日	埋葬位置	区 側 番		
	死亡場所 発見場所		遺 留 品 送付月日	年 月 日	保管所へ送付	
	保管日時	年 月 日	遺 骨 送付月日	年 月 日	保管所へ送付	
	遺 留 品 容 姿	(有) (無) 身長 尺 寸 客観	引渡月日 受 取 者	年 月 日	区 町 丁目 番地	
	そ の 他 着 衣					
	摘 要		摘 要			

様式45の9

処理番号	第 号	取扱日時 取 扱 者	年 月 日 午前 時 分 後 収容所 取扱者 保管所			
災 害 死 体 遺 留 品 処 理 票	被 保 管 者		遺 留 品			
	住 所 氏 名	番地	立会者 氏 名			
	整理月日	年 月 日 保管所へ送付	品 名	数 量	品 名	数 量
	引渡月日 受 取 人	年 月 日 番地 印				
	保 管 替 処 分 月 日	年 月 日 保管所へ 年 月 日				
	摘 要		摘 要			

様式45の10

死 体 災 害 送 付 票 焼 骨	
年 月 日 御 中 収容所 取扱者 火葬場	
処 理 番 号	氏 名
第 号	
第 号	
計	名 霊
上 記 送 付 に 付 受 納 年 月 日 様 墓 地 火葬場 管理者 保管所 印	

様式45の11

災 害 死 体 遺 留 品 送 付 票	
年 月 日 保管者 御 中 保管所 取扱者 収容所	
処 理 番 号	氏 名
第 号	//////////
第 号	//////////
計	名 分
上 記 送 付 に 付 受 納 年 月 日 収容所 保管所 御中 遺留品保管所 管 理 者	

様式45の12

合 番 号	処理番号	焼 骨 保管者名	保 管 所	
焼 骨 処 理 票	死 亡 者		保 管 事 項	
	住 所 氏 名 性別年令	番地 (男) (女) 歳	保管受付	年 月 日
	死亡日時	年 月 日	保管位置	
	死亡場所	町 番地	保 管 替 月 日	
	火葬日時	年 月 日	引渡月日	年 月 日 番地 印
	火 葬 場	火葬場	受 取 人	
			埋葬先及 日 時	墓 地 年 月 日 埋葬
	摘 要		摘 要	

[資料-18 町有車両、輸送業者]

(1) 町有車両

車 種 別	台 数	管 理 課 (台数)
乗用車	3	総務課 (3)
広報車	1	総務課 (1)
ワゴン車	1	総務課 (1)
ライトバン	1	総務課 (1)
貨物車	2	総務課 (1) 給食センター (1)
軽乗用車	7	総務課 (2) 税務課 (1) 健康福祉課 (3) 給食センター (1)
軽貨物車	7	総務課 (2) 税務課 (1) 町民課 (1) 産業観光課 (1) 建設課 (1) 中央公民館 (1)
消防車両	9	総務課 (9)
	31	

(2) 輸送業者

ア 旅客

名 称	所 在 地	電 話
秩父観光タクシー 長瀬営業所	長 瀬 533-4	66-0116
秩父鉄道観光バス (株) 長瀬自動車営業所	" 804-1	66-1634
(株) 彩甲斐バス	井 戸 327-4	66-3926

イ 貨物

名 称	所 在 地	電 話
(有) 野口運輸	長 瀬 129-4	66-1233
打木運輸 (有)	" 830-10	66-3951
長瀬運輸 (株)	野上下郷 1405	66-1121
(株) 荒川瀧石物流環境部	矢 那 瀬 480	66-3300
赤帽ゴウシ急送	井 戸 521	66-0505
(有) セキグチ	" 940	66-3219

[資料-19 文化財一覧]

(1) 国指定重要文化財

種別・種類	名 称	員 数	所 在 地	所有者（管理者）
有文・建	旧新井家住宅	1棟	長 瀬 1164	長瀬町
記・史	野上下郷石塔婆	1基	野上下郷 39	小坂区
名勝	長 瀬		長瀬町、皆野町	長瀬町、皆野町
天然記念物	長 瀬		長瀬町、皆野町	長瀬町、皆野町

(2) 県指定文化財

種別・種類	名 称	員 数	所 在 地	所有者（管理者）
有文・考	矢那瀬の石どう	1基	矢 那 瀬 958	地藏堂
記・史跡	寛保洪水位磨崖標		野上下郷 1011	瀧上家
記・天然	秩父市大野原産出パレオ パラドキシア骨格化石	1体	長 瀬 1417	自然の博物館
〃	小鹿野町般若産出パレオ パラドキシア骨格化石	1括	〃	〃
〃	川本町産出カルカロドン メガロドンの歯群化石	7点	〃	〃
〃	狭山市笹井産出 アケボノゾウ骨格化石	1体	〃	〃
〃	大野原産 チチブクジラ骨格化石	1体	〃	〃

(3) 町指定文化財

種別・種類	名 称	員 数	所 在 地	所有者（管理者）
有文・絵	多宝寺奉納絵馬	1面	本 野 上 40	多宝寺
〃	玉泉寺天井絵	1面	長 瀬 1827	玉泉寺
有文・彫	玉泉寺欄間彫刻	1括	〃	〃
有文・書	中林得常遺品	1括	〃 632	中林家
有文・考	万福寺宝篋印塔	2基	中野上 万福寺墓地内	万福寺
〃	嶋田家宝篋印塔	2基	本野上 総持寺墓地内	嶋田家
〃	積蔵院青石塔婆	3基	井戸 積蔵院墓地内	積蔵院
〃	福田家青石塔婆	3基	野上下郷 2887	福田家
無・民	宝登山神楽		長 瀬 1827	宝登山神社
〃	唐沢獅子舞		中野上唐沢	唐沢耕地
〃	岩田神楽		岩 田 1881	白鳥神社
〃	風布の回り念仏		風 布	風 布
記・史跡	西浦採銅掘坑跡		井 戸 21	井上家
記・天然	横臥褶曲（菊水岩）		風 布 1769-2	風布区
有文・考	法善寺の自然銅	1口	井 戸 476	法善寺
記・天然	多行松	1本	本 野 上 924	総持寺
有文・彫	役行者像	1軀	野上下郷 2323	遍照寺
記・天然	法善寺のしだれ桜	2本	井 戸 476	法善寺

記・天然	武野上神社の櫓	9本	本 野 上 1114	武野上神社
無・民	坂上家の正月行事		〃 889	坂上家
有文・ 古文書	北条氏邦感状及び印判状	2点	〃 603-2	山崎家
〃	持田鹿之助日記	61冊	井 戸 131	持田家
有文・考	真性寺青石塔婆	1基	本 野 上 436	真性寺
〃	光明寺青石塔婆	〃	野上下郷 1952-1	光明寺
記・天然	法善寺のアラカシ	1本	井 戸 476	法善寺
〃	法善寺のナツグミ	1本	〃	〃
〃	玉泉寺のタラヨウ	1本	長 瀬 1827	玉泉寺
〃	相性の松	2本	〃	宝登山神社
〃	落合家の梅の木	5本	本 野 上 1083	落合家
無・民	梁瀬のお精進		上長瀬区	上長瀬区
〃	荒神堂のお精進		長瀬上区	長瀬上区
有文・彫	法善寺欄間彫刻	3面	井戸476	法善寺

[資料-20 シビアコンディション]

1 命を守るのは「自分」が基本

■リスク状況の認識

町、県及び防災関係機関は、今までの災害対応の教訓を踏まえ、現場対応力の強化や避難者支援に力を入れている。

しかし、阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死が原因で、そのほとんどが即死だったと言われている。震度6弱の揺れで、家具は部屋の中を飛び交い、家族の命を奪う凶器となる。

発災直後に命が助からなければ、いくら消防や警察が救助に力を入れても、いくら行政が被災者支援を強化しても、役には立たない。

また、タンスや家電で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴う。

今回新たに実施された県の被害想定調査では、東京湾北部地震により県内に7,215人の負傷者が生じる（長瀬町では、死者、負傷者なし）予測になっている。

また、首都圏全体では3万人以上の重傷者が発生する見込みである。

緊急医療の収容能力や輸送能力を考えるに、迅速に十分な医療処置を施すのが難しい、膨大な人数である。

■課題

ア 家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす

イ 室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。

■対策の方向性

ア 家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。

イ 家具の配置を見直し、家具の固定を進める。

ウ 地震に備えた防災総点検を行う。

2 支援者の犠牲はあってはならない

■リスク状況の認識

総務省消防庁のまとめによると、東日本大震災で犠牲になった消防団員は、岩手県・宮城県・福島県で合わせて254人になる。同じ3県で犠牲になった消防本部の職員は27人、警察官は30人で、比較すると消防団員の犠牲者が際立って多い。

阪神・淡路大震災における消防団員の犠牲者は1名のため、大震災の津波被害が甚大であったとも考えられるが、この教訓を生かさなくてはならない。

犠牲になった消防団員は、多くは水門や車両が通り抜ける陸閘（りくこう）の閉鎖や避難支援に関わり、津波の被害を受けている。内陸県の埼玉県でも、津波警報の発令や、一定規模以上の地震が起きた場合、荒川等の遡上に備え、水門等の閉鎖を行う消防団もある。

また、大規模かつ広域的な災害では、消防団員も含め、自主防災組織や民生委員など地域防災を担う多くの支援者が、消火活動支援や避難支援を行い、被害の拡大を防ぐ。大規模広域型災害で地域の命を救うためには、こうした各地域の支援者の存在が不可欠となる。

しかしそのために、支援者が犠牲になることは、あってはならない。

「生命に危険を感じた場合、避難を優先させる」「正しく撤退する」ことを徹底した上で、自助・共助の取組を進めていくことが重要である。

■課題

ア 発災後、救助・救出・初期消火に当たっている支援者が、二次災害に巻き込まれることを防止する。

イ 現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。

■対策の方向性

ア 救助・救出・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進める。

イ 支援者側の退避ルールをあらかじめ定める。

ウ 必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。

エ 防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速・的確に行う。

3 火災から命を守る

■リスク状況の認識

関東大震災が起こった大正12年9月1日は、台風通過直後で、風速10～15mの強風が吹く日だった。昼食時の発災で、かまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速400～800mの速さで延焼していった。延焼地帯は拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生した。関東大震災では百か所で「火災旋風」が発生、約2万坪の被服廠跡では3万8千人が焼死や圧死で命を落としたと言う。

一方、首都直下地震（都心南部地震）に係る国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約1万6千人、建物倒壊と合わせ最大約2万3千人の死者とされている。

シビアコンディションとして考えられるのは、地震発災直後から、火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、特に都心の木造住宅密集市街地において大規模な延焼火災に至ることである。

また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、さらに消火活動は遅れ、住民への被害が多くなる。

【参考：東京都被害想定】

区部西部から南西部にかけての環状7号線と8号線の間、区部東部の荒川沿いの地域は木造住宅密集地域が大規模に連担している。これらの地域を中心に、焼失等約20万棟、4,000人の死者が発生する。

【参考：国被害想定】

地震火災による焼失最大約41万2千棟、倒壊等と合わせ最大約61万棟

■課題

- ア 消防機関に頼らない初期消火を確実にし、火災を拡大させない。
- イ 消防機関の現場到達を早める。
- ウ 火災から逃げ遅れる人をなくす。

■対策の方向性

- ア 自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。
- イ 安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。
- ウ 被害や危険地域の正確な把握と、住民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、インターネット、携帯電話、マスメディア、防災行政無線等あらゆる手段を活用する。
- エ 道路啓開や交通規制を行うため、県警、市町村、協定締結先企業を円滑に統括し、通行可能な緊急交通路を迅速に確保する。

4 首都圏長期大停電と燃料枯渇

■リスク状況の認識

東日本大震災では、震源から離れた首都圏であっても、多くの発電所が稼働停止に追い込まれる事態となった。復旧にも長い時間を要し、常陸那珂発電所の1号機は5月15日、鹿島火力発電所の2・3・5・6号機は4月6日から20日にかけてようやく復旧した。

発電所の施設や設備に直接被害を受けた場合は、さらに復旧に時間がかかる。東日本大震災では、地震の影響を直接的に受けた福島県・広野火力発電所の復旧に4か月を要した。

これらのことを踏まえると、首都直下地震のシビアコンディションとして、首都圏広域大停電が発災後1か月以上続くことも想定しなければならない。

大災害が発生し、電気の供給がストップすると、各種石油燃料も枯渇する。

製油所が被災するほか、急激な需要増やタンクローリー・ドライバーの不足、ガソリンスタンドでの停電により、応急対応・緊急輸送用を始めとする車両のガソリン・軽油、避難の生活のための灯油が長期間にわたり不足する状態が続く。

公的機関や災害拠点病院などの防災拠点では、非常用発電設備が備えられているが、消防法等により燃料の備蓄量が限られていることから、常に燃料を補給することが前提となる。製油所や輸送インフラの被災により、長期間に渡り燃料が流通されない場合、非常用発電機の燃料が枯渇し、県本部や防災活動拠点における災害対応、医療機関における医療行為、各避難所における避難生活等に大きな影響がでる。

■課題

ア 災害対応を行う防災活動拠点や病院等は、1か月以上の長期間にわたる停電時においても、活動を継続させなければならない。

イ 電力、ガス、道路などのライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。

ウ 首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。

■対策の方向性

ア 町の主な防災拠点では、燃料又は電源を多重的に確保するとともに、町庁舎、災害拠点病院等にも同様の取組を働きかける。例えば災害対策本部が設置される町庁舎等には、備蓄が可能なLPガスを使用する発電設備の導入等を検討する。

イ 災害時重要施設への燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を事前に確保する。

ウ 非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、既存の協定を見直す。

エ ライフライン事業者による減災活動や早期復旧に関し、目標設定や計画作成、復旧活動を支援する。

オ 町外からの避難者の受入れについて、自治体間の協定に基づく広域訓練の実施や応急仮設住宅の適地調査等を通じ、実効性を高める。

カ 長期避難を想定し、町内避難所の環境を向上させるとともに、住民及び他市町村民の広域移送・集団疎開を調整し、計画的に移送する。

5 その時、道路は通れない

■リスク状況の認識

首都高速道路や国道、主要な県道など、緊急輸送ルートとして想定されている道路の橋梁は、耐震化対策がおおむね施されている。しかし、首都圏全体としては、沖積低地などの軟弱地盤を中心に、地盤の変位（隆起や沈下・陥没・断層）や液状化による道路自体の損壊、落橋も懸念される。加えて、沿道建造物から道路への瓦礫の散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞、鉄道の運行停止に伴う道路交通需要の増大等により、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性もある。

走行中の自動車にも激震が直撃する。一般的には、震度5はタイヤがパンクしたような感覚、震度6以上では車を制御することが困難と言われる。首都高速道路を中心に事故車両が多発し、火災が近ければ輻射熱を原因とする車両火災も発生する。

一方で、車両での避難者が続出するため、交通渋滞が発生する。

また、ガス欠や事故車両、置き去り車両が道路上に多数放置され、渋滞の原因となる。レッカー車の不足、及び道路渋滞によりレッカー車の現場到達が困難になるという渋滞悪化の悪循環が発生する。

鉄道については、東日本大震災では、緊急地震速報の受信によって首都圏の電車は安全停止できたが、直下型地震では緊急地震速報の到達が間に合わないため、走行中に脱線事故を起こす可能性がある。

また、都心では液状化及び施設欠損により、地下鉄や地下街への浸水が発生する恐れもある。

これらはすべて、最悪の可能性を挙げたに過ぎない。しかし、万が一の時に冷静に対処するためにも、その最悪の事態を想像することは無意味ではない。

■課題

- ア 被災地の災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。
- イ 緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応。
- ウ 道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。

■対策の方向性

- ア 北関東、東北、中部方面から首都圏を結ぶ道路ネットワークを確保するため、高速道路や国県道の幹線道路網の整備を進める。
- イ 都内からの徒歩帰宅を支援する帰宅支援ロードを設定し、沿道サービスを拡大する。
- ウ 災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。
- エ 既存の災害時応援協定を見直し、緊急交通路上の障害物や放置車両の撤去体制や優先的道路啓開のシミュレーションを行う。

6 首都機能の麻痺

■リスク状況の認識

東京には、政治、行政、経済の中枢を担う機関が高度に集積している。首都直下地震により政府機関の業務継続に支障が生じた場合、緊急災害対策本部等による情報収集や指示、調整が実施されず、被災者救助や事態収拾に影響が出る。

官公庁施設は耐震化が順次進められているが、ライフラインの途絶や交通の麻痺、停電や通信の途絶などの悪条件が影響し合い、復旧が大幅に遅延する可能性もある。

最も懸念されるのが、夜間及び休日に大規模地震が発災した場合、交通機関の運行停止に伴い、多くの職員が都心に到達できず、業務継続に支障が出ることである。

■国が被害想定の中で示している被害シナリオ

発災直後	省庁の職員及び国会議員が同時に多数被災し、一時的に国家の運営機能が低下する。
1日後～	都心部の中央省庁において、職員の不足や室内の混乱、PCやサーバの不調等により、災害対応の中核としての機能が低下する。
更に厳しい被害様相	想定外の庁舎等の甚大な被害や、職員の被災、電力・通信の途絶が発生する。 → 応急対応や全国への波及影響が数日間以上続く。

これは、あくまでも国が提示した、最悪な事態としての一つの想定である。

なお、首都直下地震応急対策要領では、緊急災害対策本部の設置順位が定めてられており、官邸内に設置される緊急災害対策本部の代替順位として、官邸が被災した場合は、中央合同庁舎第5号館（千代田区霞が関）→ 市ヶ谷駐屯地（新宿区市谷本村町）→ 立川広域防災基地（立川市緑町・泉町）の順番で代替拠点に移る。

しかし、現在想定されている代替拠点はいずれも都内であり、国が提示している諸課題（職員の参集など）が依然残ることになる。

多くの国の職員が県内に居住している現状も踏まえ、被害が少なく首都に隣接する埼玉県としては、国に全力で協力する体制の整備も、考えていかなければならない。

■課題

- ア 首都機能の停止。国による災害対応の遅れ。
- イ 情報や職員が集まりやすいところに、代替拠点を用意すべきである。
- ウ 立川や都庁は被災地に近すぎる。大阪府や北関東では、都心から離れすぎる。

■対策の方向性

- ア さいたま新都心に集積する省庁の機関と連携し、国家機能の継続をサポートする。
- イ さいたま新都心周辺に後方支援の資源を確保し、国と協力して首都復旧に努める。

7 デマやチェーンメールは新たな災害

■リスク状況の認識

東日本大震災では、広い範囲で電話回線や携帯電話の基地局が被災し、被災地での情報取得が著しく制限された。

その中で、ツイッターやSNSなど、新たな情報伝達手段の有効性が確認され、震災以降、多くの団体が活用を検討している。しかし、これらは強力な拡散性を持つことから、「嘘の情報」いわゆるデマやチェーンメールによる新たな危険（二次災害）を引き起こす可能性がある。

これらは、ア 情報が極度に不足した状態で現れやすい、イ 危険回避を指示する内容が多い、ウ 伝播速度が早い、という特徴があり、親切心から周囲に知らせようとした人から、情報を渴望していた人へ急速な勢いで拡散していくことになる。

東日本大震災でも例えば、「被災地で外国人窃盗団が暗躍している」「被災地で、略奪、強盗、暴行等が発生している」等の治安情報や、「ヨウ素を含むうがい薬や海藻類を摂取すると内部被曝が防げる」等の放射能関係情報、「某県の水は汚染されている」等の不正確な情報が、検証もされずに広がった。

デマや流言が拡散すると、過剰な自衛行為やパニックが思いもよらない二次災害に発展する可能性がある。「そんな嘘は見抜ける」「信じるはずがない」という日ごろの自信は、大規模災害時には却って危険かもしれない。

■課題

ア 情報通信基盤が破壊又は電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。

イ 政府、行政による正確な情報発信が不足する。

ウ 不安や恐怖心から、不正確な情報や流言・デマが拡散する。

■対策の方向性

ア 電力事業者や通信事業者と協力し、通信設備の停電対策（携帯電話基地局の増設と耐震化、非常用電源の強化等）を推進する。

イ 正しい情報の発信者・取得方法などの防災情報教育を行い、プッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等を進める。

ウ 政府や行政は発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。

8 超急性期医療と慢性疾患の同時対応

■リスク状況の認識

阪神・淡路大震災では、建物倒壊に伴う負傷者が多く、圧挫症候群を始め、外傷傷病者に対する超急性期医療が求められた。

一方、東日本大震災は、多くの被災者が津波で亡くなったが、生存者の多くが軽傷者で、どちらかと言えば慢性疾患への対応が課題となった。

首都直下地震の被害の様相は、阪神・淡路大震災に近い都市型であると考えられる。

国の被害想定では、首都圏で最大約12万3千人の負傷者が発生し、そのうち約2万4千人が重傷者の見込みである。

医療活動の主体は、超急性期（48時間以内）から急性期（1週間以内）では、災害派遣医療チーム（DMAT）が中心になる。しかし、深刻な道路交通麻痺により、救急車両等による現場到達が困難となることも見込まれる。

また、大量の負傷者が同時に発生すると、医師や看護師、医薬品、医療資機材の不足が生じ、十分な診療ができない可能性がある。

さらに、地震によって直接的に負傷しなかった被災者でも、都心の復旧に時間がかかる場合は、慢性疾患に対するケアが大量に必要なことになる。

■課題

ア 首都圏約12万3千人の重傷者に対し、DMAT等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関を確保する必要がある。

イ 道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。

ウ 電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。

■対策の方向性

ア 衛星携帯電話や医療情報システム（EMIS）の整備など、確実かつ複数の情報連絡体制の構築を図るとともに、災害医療コーディネーターの養成及び活用を検討する。

イ 医薬品や医療資機材等の協定を見直し、入手について実効性を確保する。

ウ 都内等から県内医療機関への傷病者の受入を支援する。特に、輸送に危険を伴わない慢性病患者の被災地外移送についても検討する。

エ 平素に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させるとともに、トリアージポストの設置を早期に実施する。

オ 一定の安全を確保した上での住民、自主防災組織、地域の企業等による救命救助活動が行える仕組みの検討、及び地域医療者の協力の下、地域でできる医療対応を検討する。

カ 災害拠点病院における災害時の業務継続を確保するため、水、食料、自家発電に必要な燃料等の供給体制を確立するとともに、全ての医療機関について、耐震化を進める。

9 都心からの一斉帰宅は危険

■リスク状況の認識

県では、平成24年度に「モバイル空間統計」を利用した帰宅困難者の推計調査を行った。まず、県外で帰宅困難になる県民の発生数は、136万人であると推計した。そのうち88万人は東京23区内で被災するため、交通機関が麻痺している中、安全に帰宅させるための帰宅タイミングやルート選定が課題になる。

次に、発災後、一斉帰宅の混乱を市町村ごとにシミュレーションした。例えば、都内にいる埼玉県民と県内にいる埼玉県民と都民252万人が一斉に徒歩で帰宅した場合、さいたま市では72万人、川口市では45万人の通過人数が見込まれる結果となった。帰宅経路に当てはめると、例えば、国道17号戸田橋の通過人数は1時間当たり最大12万人という大混雑が予測される。

その結果、主な緊急輸送道路が徒歩帰宅者であふれ、緊急車両が通行できないことなども考えられる。

発災直後の一斉帰宅は二次被害の危険があるだけでなく、消防・警察等による救助・救出活動を阻害し、被害を拡大させる要因になる。

■課題

ア 余震による落下物の恐れがある地域や火災延焼地域など、危険地帯を通過する徒歩帰宅者が二次被害に巻き込まれる。

イ 徒歩帰宅者が特定の箇所に集まり、混乱が生じる

ウ 緊急交通路や緊急輸送道路に徒歩帰宅者があふれ、救助・救出活動を阻害する。

■対策の方向性

ア 近隣都県と協力し、発災直後における一斉帰宅の危険性を周知し、一斉帰宅抑制の取組を進める。

イ 慌てて帰宅を開始しないですむよう、安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル等の利用を促進する。

ウ 都内にいる町民も含め、町内の被害情報や避難所開設情報、帰宅経路の危険情報を様々な手段で発信する。

エ 主に都内から徒歩帰宅する徒歩帰宅者支援として、帰宅支援道路を設定し、沿道サービス（水道水、情報、トイレ等）による安全で確実な徒歩帰宅を支援する。

オ 公共交通機関を利用した遠距離通勤者がいる企業など、実情に応じて企業内備蓄を推進する。

10 危険・不便な首都圏からの避難

■リスク状況の認識

国の被害想定では、冬の18時発災、風速15m/sの都心南部地震で、首都圏で1日後に約300万人、2週間後に約720万人の避難者が発生すると想定される。

1か月後に1都3県の約9割の断水が解消した場合でも、約120万人が避難所生活を続けており、継続的な余震の発生や気象条件によっては、避難所生活者はさらに増加することになる。

また、避難所そのものや周囲生活施設の被災、ライフラインの復旧の遅れが重なると、被災地内での避難所運営はさらに難しくなる。

道路の復旧が遅れ、あるいは輸送手段が不足すると、避難所へ物資や医療が十分に提供できなくなり、長期化に伴う健康管理や安全確保の観点から、被災地外への遠距離避難（疎開）を検討する必要がある。とてくる。

特に、医療や介護が必要な要配慮者は、安全で健康的な環境に速やかに避難させることが急務であり、本県は、被害が大きい都心南部からの避難者を受入れるとともに、さらに北側（北関東や東北地方）に向けて二次避難の調整を行うこととなる。

■課題

ア 避難所における長期生活が困難な者の把握（配慮の種類や規模）。

イ 緊急避難的な広域受入れは速やかに、また、生活困難（不便地からの脱出）に伴う広域受入れは計画的に行う必要がある。それぞれ手法を検討する。

ウ 観測機器や通信回線の破損により、情報が正常に伝達されず、人々が正確な情報なしでの行動を強いられる。

エ 他の都道府県からの被災者が大量に流入することにより、避難者管理が複雑になる。

■対策の方向性

ア 都内からの避難者の輸送や受入れについて、災害発生時に混乱が生じないように、あらかじめ受入先や輸送手段等を確保する。

イ 計画的な受入れについて、事前に関係自治体とシミュレーションを行う。

ウ 九都県市等の枠組みにより取得した被害情報や応援要請に基づき、県内市町村との受入調整を行い、県内又は群馬県・新潟県（三県の防災協定に基づく広域避難の受入れ）と調整を行う。

エ 発災後、避難所における長期生活が困難な者を把握し、広域避難の調整を行う。

オ 被害状況や避難に係る情報は、報道機関等の協力の下、あらゆる手段でこまめに発信する。

11 助かった命は守り通す

■リスク状況の認識

大規模な災害では、発災後、長期間にわたり生活基盤が麻痺する。その結果、災害発生時には助かった命が、震災関連死という形で失われてしまう恐れがある。

東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死亡率は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の約2倍に上った。死亡に影響のあった事由としては、「避難者等における生活の肉体・精神的疲労」が約3割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約2割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が約2割であった。

例えば、1都3県には約7万8千人の慢性透析患者がいる。首都直下地震により電気・水道が長期にわたり断絶した時、被災地内での処置は極端に制限される。万一の場合に備え、透析施設に余裕のある遠方への二次避難を検討し、助かった命を守り通す取組が重要になる。

■課題

- ア 配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保。
- イ 福祉避難所など比較的環境が整備された場所へ、要配慮者を移送する体制の確立。
- ウ 在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り）

■対策の方向性

- ア 被災地外の都道府県において、受入可能な医療機関の事前把握や移送手段の確認を行い、日ごろから情報を持ち合う。
- イ 避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。
- ウ 発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。
- エ 被災者の見守り活動や孤立防止、こころのケアの長期的提供を行う。

12 食料が届かない

■ リスク状況の認識

東日本大震災では、被災地のニーズが伝わらず、必要とされるものが被災地に行き届くのに時間がかかった。もちろん輸送には、道路の確保が重要になる。東日本大震災では、津波により大きな被害を受けた道路のうち南北に延びる東北道・国道4号を優先的に復旧させ、その後に東方向に複数ルートを確認し、沿岸部の支援に使用した。輸送道路の段階的復旧は迅速な災害対応に有効だったが、確保されたのは発災4日後、国道45号の道路啓開がおおむね終了したのは発災7日後だった。

そのような中、避難所には十分な食事が行き渡らなかった。

例えば、宮城県内最大避難者数約32万人に対し、発災後3日間に県下の市町村が確保できた食料は62万食だけだった。

また国の物資調達では、発災1週間後に約39万人が避難所に滞在していたのに対し、6日後までの到着済み食料は約290万食、水が約213万本だけで、おおよそ一人一日約1食であった。

道路の不通やライフラインの途絶、生産工場や倉庫の損壊により、首都直下地震でも同様の課題が生じる。

また、在宅避難者には支援が届きづらい、という問題もある。

シビアコンディションの極めつけは、首都直下と南海トラフ地震が同時期に起こることである。安政地震では、東海・東南海地震が起きた後、すぐに安政江戸地震が起きている。南海トラフ付近を震源地とする地震が発生し、被災地に備蓄食料ほとんどを提供した後に、首都直下地震が起こることも、可能性としてゼロではない。

■ 課題

- ア 広域物資供給体制の整備
- イ 広域緊急輸送体制の整備

■ 対策の方向性

- ア 被災情報及び避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートの選定及び啓開を速やかに行う。
- イ 国や他都道府県からの応援を埼玉県広域受援計画に基づき迅速かつ円滑に受入れ、救援物資の広域物資拠点における受領、及び被災市町村を通じた被災者への支給を実施する。
- ウ 原則3日以上、可能であれば1週間以上の家庭内備蓄を推進する。
- エ 複合災害も視野に入れ、町及び県と合わせた備蓄を十分に行う。

13 災害の連鎖を防止せよ

■リスク状況の認識

災害の連鎖を防止することが重要である。

一つの災害が引き金となり、新たなリスクが連鎖する可能性がある。例えば、次のような最悪シナリオがある。

ア 東京湾岸地域の製鉄所、石油化学プラント、石油化学工場等が被災し、様々な産業への影響が全国に波及する。

イ 港湾機能の麻痺により、サプライチェーンが寸断し、国内外の企業活動が影響を受ける。

ウ 工場や店舗等の喪失、従業員の被災、生産活動や物流機能の低下により、経営体力の弱い企業が倒産に追い込まれる。

エ 日本経済や日本企業への信頼が低下し、国際競争力の低下のみならず、日本市場からの撤退や海外からの資金調達コストの増大、株価や金利、為替の大幅な変動を引き起こす。

すべての事態の推移をあらかじめ予見するのは不可能である。

しかし、災害リスクを管理し戦略を策定する場合は、低頻度だが影響の大きい巨大災害に伴う連鎖反応を意識し、対応する措置をシミュレーションしておくべきである。

■課題

災害に伴う被害の連鎖（経済、農業、治安悪化など）を起こさない。

■対策の方向性

ア 各種システムにおける十分な冗長性の確保、バックアップ。

イ 各主体による事業継続計画の策定と日常からの見直し。

[資料-21 二瀬ダム放流に伴う広報体制]

1 二瀬ダムの放流に伴う河川沿岸の住民等に対する広報

二瀬ダムからの放流開始及び二瀬ダムからの放流によって下流河川の水位が急激に上昇する場合は、FAX等により関係機関へ通知するとともに、サイレン、拡声器及び警報車により沿岸住民及び河川利用者に周知徹底を図るものとし、通知、警報は次の要領による。

(1) ダム放流時における通知の方法

ア 二瀬ダムからの放流開始及び二瀬ダムからの放流によって下流河川の水位が急激に上昇する場合は、二瀬ダムの放流に関する通知を放流開始約2時間前までにFAX等により行う。

イ アの通知とは、次の事項とする。

(ア) 放流開始時

- A 放流の理由
- B 放流の開始日時
- C 放流量
- D 放流に伴うダム下流区間の水位上昇見込時間及び水位

(イ) ダム放流により急激な水位上昇が見込まれるとき

- A 放流の理由
- B 放流の開始及び終了日時
- C 放流量

(2) ダム放流時の一般の人への警告

ア 警報の方法

(ア) 放流時の警報は、サイレン、拡声器及び警報車で行うものとする。

(イ) サイレンによる警報は、次のとおりとする。

約50 秒 約10 秒 約50 秒 約10 秒 約50 秒
吹 鳴 休 止 吹 鳴 休 止 吹 鳴

(ウ) サイレン及び拡声器の警報は、41 地点において放流の状況に応じて行う。

(エ) 警報車による警報は次の区間において警報車備付けの拡声器で行う。

二瀬ダムから樋口（白鳥橋）まで

イ 警報の時期

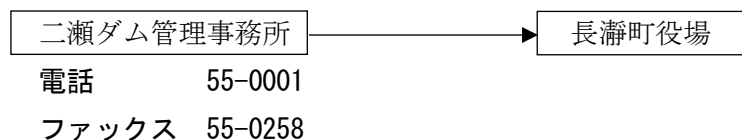
(ア) サイレン及び拡声器による警報

各地点においてダム放流による水位上昇見込み時間の約1時間前に行う。

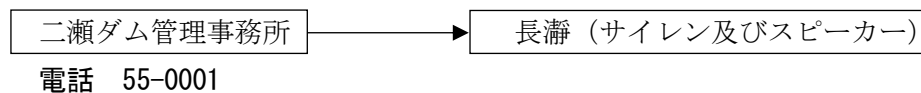
(イ) 警報車による警報

各地点においてダム放流による水位上昇見込み時間の約30 分前に行う。

2 二瀬ダム放流時連絡系統図（当町関係のみ）



3 二瀬ダム警報系統図（当町関係のみ）



[資料-22 浦山ダム放流に伴う広報体制]

1 浦山ダムの放流に伴う河川沿岸の住民等に対する広報

浦山ダムからの放流開始及び浦山ダムからの放流によって下流河川の水位が急激に上昇する場合は、電話等により関係機関へ通知するとともに、サイレン、拡声器及び警報車により沿岸住民に周知徹底を図るものとし、通知、警報は次の要領による。

(1) ダム放流時における通知の方法

ア 浦山ダムからの放流開始及び浦山ダムからの放流によって下流河川の水位が急激に上昇する場合は、浦山ダムの放流に関する通知をFAXにより行う。

イ アの通知とは、次の事項とする。

(ア) 放流開始時

- A 放流の理由
- B 放流の開始日時
- C 放流量
- D 放流に伴うダム下流区間の水位上昇見込時間及び水位

(イ) ダム放流により急激な水位上昇が見込まれるとき

- A 放流の理由
- B 放流の開始日時
- C 放流量

(2) ダム放流時の一般の人への警告

ア 警報の方法

(ア) 放流時の警報は、サイレン、拡声器及び警報車で行うものとする。

(イ) サイレンによる警報は、次のとおりとする。

約4秒	約10秒	約45秒	約45秒	約45秒
吹 鳴	休 止	吹 鳴	休 止	吹 鳴

(ウ) サイレン及び拡声器の警報は、46地点において放流の状況に応じて行う。

(エ) 警報車による警報は次の区間において警報車備付けの拡声器で行う。

イ 警報の時期

(ア) サイレン及び拡声器による警報

各地点においてダム放流による水位上昇見込み時間の約30分前に行う。

(イ) 警報車による警報

各地点においてダム放流による水位上昇見込み時間の約30分前に行う。

[資料-23 滝沢ダム放流に伴う広報体制]

1 滝沢ダムの放流に伴う河川沿岸の住民等に対する広報

滝沢ダムからの放流開始及び滝沢ダムからの放流によって下流河川の水位が急激に上昇する場合は、電話等により関係機関へ通知するとともに、サイレン、拡声器及び警報車により沿岸住民に周知徹底を図るものとし、通知、警報は次の要領による。

(1) ダム放流時における通知の方法

ア 滝沢ダムからの放流開始及び滝沢ダムからの放流によって下流河川の水位が急激に上昇する場合は、滝沢ダムの放流に関する通知を放流開始約1時間前までに文書又は電話等により行う。

イ アの通知とは、次の事項とする。

(ア) 放流開始時

- A 放流の理由
- B 放流の開始日時
- C 放流量
- D 放流に伴うダム下流区間の水位上昇見込時間及び水位

(イ) ダム放流により急激な水位上昇が見込まれるとき

- A 放流の理由
- B 放流の開始日時
- C 放流量

(2) ダム放流時の一般の人への警告

ア 警報の方法

(ア) 放流時の警報は、サイレン、拡声器及び警報車で行うものとする。

(イ) サイレンによる警報は、次のとおりとする。

約50秒 約10秒 約50秒 約10秒 約50秒
吹 鳴 休 止 吹 鳴 休 止 吹 鳴

(ウ) サイレン及び拡声器の警報は、46 地点において放流の状況に応じて行う。

(エ) 警報車による警報は次の区間において警報車備付けの拡声器で行う。

イ 警報の時期

(ア) サイレン及び拡声器による警報

各地点においてダム放流による水位上昇見込み時間の約30分前に行う。

(イ) 警報車による警報

各地点においてダム放流による水位上昇見込み時間の約30分前に行う。

2 滝沢ダム放流時連絡機関（当町関係のみ）



3 滝沢ダム警報局（当町関係のみ）

上長瀬（サイレン・スピーカー：無線）

長瀬（サイレン・スピーカー：無線）

高砂橋（サイレン・スピーカー：無線）

中野上（サイレン・スピーカー：無線）

樋口（サイレン・スピーカー：無線）

[資料-24 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準]

道路種別 一 般 国 道

路 線 名	規 制 区 間		規 制 条 件 (通 行 止)	危険内容
	自 町 大字 至 町 大字	延長 (km)		
140号	長瀬町矢那瀬 寄居町末野	0.3	パトロール等により危険が 予想される場合	落 石
〃	長瀬町矢那瀬 長瀬町野上下郷	0.4	〃	土砂崩落

道路種別 主 要 地 方 道

路 線 名	規 制 区 間		規 制 条 件 (通 行 止)	危険内容
	自 町 大字 至 町 大字	延長 (km)		
前橋長瀬線	皆野町金沢 長瀬町中野上	1.5	パトロール等により危険が 予想される場合	落 石 土砂崩落
長瀬玉淀自然公園線	長瀬町岩田 寄居町金尾	2.4	〃	路肩欠崩

[資料-25 応援協定・覚書]

災害における長瀬郵便局、長瀬町間の協力に関する覚書

長瀬郵便局長（以下「甲」という。）及び長瀬町長（以下「乙」という。）は、長瀬町内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、長瀬町及び長瀬町内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、長瀬町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (3) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (4) 郵便局又は長瀬町が収集した被災町民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (5) 甲は必要に応じ避難所に臨時に郵便差出箱を設置
- (6) その他前記(1)～(5)に定めのない事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、両者が協議をし、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 長瀬町の災害対策本部のメンバーに長瀬郵便局長が加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 長瀬町内の郵便局は、長瀬町若しくは各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては長瀬郵便局長、乙においては長・町総務

課長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年11月10日

郵政省

長瀬郵便局長 島 田 征 二 印

長瀬町

長 瀬 町 長 松 本 貞 夫 印

災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定書

長瀬町（以下「甲」という。）とコーエィ株式会社（以下「乙」という。）は、長瀬町における地震等による災害（以下「災害」という。）の発生に際し、町民生活の早期安定を図るため、レンタル機材の優先供給に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協定事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（要請手続）

第2条 災害時において、甲が別表に定めるレンタル機材（以下「機材」という。）を必要とするときは、甲は、乙に対し機材の優先供給について協力を要請することができる。

2 前項の要請を行うときは、協力要請書（別記様式）を乙に提出することにより行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請することができるものとし、その後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、機材の優先供給に積極的に努めるものとする。

（費用負担）

第4条 前3条の規定により、乙が供給した機材のレンタル料及び運搬の費用については、甲が負担するものとし、価格は、甲乙協議のうえ適正価格を算出するものとする。

（機材の引渡し）

第5条 機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から5年間とする。

2 この有効期間が満了する日の1か月前までに、甲乙いずれからこの協定の解消の申出がない場合は、更に5年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年6月9日

埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1

甲 長瀬町

長瀬町長 大澤 芳夫 印

群馬県前橋市上小出町一丁目9-12

乙 コーエィ株式会社

代表取締役 高屋 浩志 印

別表（第2条関係）

レンタル機材一覧

品 名	仕 様 等
仮設ハウス	仮設ハウス、連棟ハウス、物置ハウス、コンテナボックス
仮設トイレ	簡易水洗トイレ、身障者用、手洗いユニット
仮設バス	仮設風呂、仮設シャワー
発電機	各種 2 k V A ～
コンプレッサー	各種
溶接機	各種
ローラー各種	サイドローラー・コンバインド・タイヤ・マカダム
パイプロコンパクター	65 k g ～ 350 k g
ミニショベル	0. 02 m ³ ～ 0. 2 m ³
油圧ショベル	0. 25 m ³ ～ 0. 7 m ³
その他建設機械各種	ローラー類各種、ブルドーザー、タイヤショベル
	キャリアダンプ、フォークリフト 他各種
車輛各種	軽車輛、2 t ・ 4 t ダンプ、クレーン車
	ライトバン・8人乗りバン
	散水車
	ウォーターバック
高所作業車	各種
投光器	クリップ式、スタンド式、2灯式、4灯式、バルーン 他各種
水中ポンプ	2吋より オート式、泥水用等 他各種
信号機	ソーラ式 他各種
電光表示盤	ソーラ式 他各種
ジェットヒーター	
集塵機	
電工ドラム	

水タンク類	
その他工具類各種	削岩機類、エンジンカッター、ハンマードリル 他各種
テント	小型～大型まで各種
冷房機器各種	スポットクーラー、各種エアコン、扇風機
暖房機器各種	石油ストーブ、電気ストーブ
	石油ファンヒーター、ブルーヒーター 他各種
その他民生品	各種鍋類（大鍋・寸胴鍋 他）、セイロ
	炊飯器、電子ポット、電子レンジ、コーヒーメーカー
	ガスコンロ、流し台、調理台
	急須・湯のみ茶碗等 他各種
	ウォータークーラー、ウォータータンク、冷水ストッカー
	各種掃除機
	加湿器
	各種寝具類、パイプベット等
	テレビ、オーディオ等電化製品各種
	パソコン関連機器各種
	無線機、トランシーバー

別記様式（第2条関係）

協 力 要 請 書

年 月 日

コーエィ株式会社
代表取締役 様

長瀬町長

災害時における応急レンタル機材の優先供給等に関する協定第2条第2項の規定により、下記のとおり要請します。

記

品 名	仕 様 等	数量	供 給 場 所

災害時における協力支援に関する協定

（協定の主旨）

第1条 この協定は、災害時（町民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす災害や事件、事故が発生した場合、又は発生する恐れがある場合）において、ちちぶ農業協同組合（以下「甲」という。）が行う、長瀬町（以下「乙」という。）への災害対策協力支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲の協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）被災者が緊急避難的に甲の建物及び施設を利用すること。
- （2）甲の車両及び機械（原則として運転者同行）を乙が使用すること。
- （3）農作物及び生鮮食料品を乙に供給すること。
- （4）その他日常生活用品等供給することが可能なものを乙に提供すること。

（協力の要請）

第3条 乙は、災害対策本部を設置し、災害対策を行う際に、甲の協力支援が必要と認めた場合、要請を行うものとする。

- 2 乙は、前条の協力内容を甲に要請するときは、要請の理由、要請の内容、供給を受ける日時、場所その他必要な事項を明記した書面を甲に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（協力支援体制）

第4条 甲は、前条の要請を受けたときは、速やかに支援体制を整える等万全を期するものとする。

（指揮命令）

第5条 甲の協力に係る指揮命令及び連絡調整については、乙が指定する者が行うものとする。

（供給協力及び費用弁償）

第6条 甲は、第2条第3号及び第4号の供給の協力を行うときは、乙の指定する場所に搬入等を行うものとする。

- 2 乙は、前項による供給を受けたときは、被災日前日の価格を基に、その実費を甲に弁償するものとする。ただし、甲が無償と決定した場合は、無償とし、甲は、速やかにその旨を乙に通告するものとする。

（疑義の決定等）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又は、この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各1通を保有する。

平成18年12月20日

甲 ちちぶ農業協同組合

代表理事組合長 中 嶋 政 晴 

乙 長瀬町

長 瀬 町 長 大 澤 芳 夫 

秩父地域5市町消防団危機対応相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、住民の生命、身体、財産に重大な影響を及ぼす災害、事件、事故の予防鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため、秩父広域市町村圏組合構成市町消防団相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町とする。

(対象となる危機)

第3条 この協定における危機とは、次の各号のいずれかに該当する災害事案等で、大規模又は特殊及び突発的で、応援活動を必要とするものをいう。

- (1) 災害（地震・台風などの風水害、雪害及び地滑りや山崩れなどの土砂災害）
- (2) 事故（列車転覆や航空機墜落の大規模事故、大規模な火災・爆発事故及び危険物・ガス・毒劇物の流出や漏洩事故）
- (3) テロ行為
- (4) 武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態
- (5) その他の災害事案等で、応援活動を必要とするもの。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 普通応援 協定市町に接する地域及び当該地域周辺部で危機が発生した場合に、発生地
の市町長の要請を待たずに出動する応援
- (2) 特別応援 協定市町の区域内に危機が発生した場合に、発生地
の市町長の要請に基づいて出動する応援

(応援要請の方法)

第5条 特別応援の要請は、危機発生市町長から電話その他の方法により、次の各号に掲げる事項を明確にして応援市町長に対し行うものとする。

- (1) 危機の種別
- (2) 危機発生場所及び被害の状況
- (3) 要請する人員・車両及び資機材の種別数量
- (4) 集結場所及び活動内容
- (5) その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、応援側は直ちにその旨を被応援側に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 応援要請を受けた市町長は、当該市町区域内の警備に支障のない範囲において、応援隊を派遣するものとする。

2 応援市町長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻・出動人員・車両及び資機材の種別数量を被応援市町長に通報し、派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく被応援市町長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第7条 被応援市町の消防団長は、集結場所に誘導員を待機させ、応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、消防長（消防署長）又は被応援市町の消防団長が、応援隊の長を通じ

て行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に行うことができる。

(経費の負担)

第9条 応援隊活動に要する経費は、次の各号に掲げる区分により負担するものとする。

- (1) この協定に基づく応援活動に要する経費のうち、人件費・消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。
- (2) 前号以外の経費は、被応援側の負担とする。

(改廃)

第10条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(疑義)

第11条 この協定の運用について疑義を生じたときは、その都度、関係市町の消防団長が協議して決定するものとする。

(協定書の保管)

第12条 この協定の締結を証するため、秩父広域市町村圏組合管理者及び協定市町長は協定書6通を作成し、記名押印のうえ各1通を保管する。

附 則

この協定は、平成19年3月1日から効力を生ずる。

平成19年3月1日

秩父広域市町村圏組合

管 理 者 栗 原 稔 印

秩 父 町 長 栗 原 稔 印

横 瀬 町 長 加 藤 嘉 郎 印

皆 野 町 長 石 木 戸 道 也 印

長 瀬 町 長 大 澤 芳 夫 印

小 鹿 野 町 長 関 口 和 夫 印

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ボランティア受付及び活動調整
- (9) 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、単一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

- (1) 被害の状況
 - (2) 応援の種類
 - (3) 応援の具体的な内容及び必要量
 - (4) 応援を希望する期間
 - (5) 応援場所及び応援場所への経路
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行い、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。
- 3 被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長及び知事に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。

- 2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施する。

(応援の調整)

第5条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができる。

(情報の交換等)

第6条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

(その他)

第7条 この協定は、埼玉県広域消防相互応援協定のほか、市町村間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成19年5月1日から施行する。

2 この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

平成19年5月1日

同意書は、掲載省略。

災害時における物資供給に関する協定書

長瀬町（以下「甲」という。）とNPO法人 コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年5月1日

埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035-1

甲 長瀬町

町 長 大 澤 芳 夫 印

新潟県新潟市南区清水4501番地1

乙 NPO法人 コメリ災害対策センター

理事長 捧 賢 一 印

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大 分 類	主 な 品 種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水、水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

埼玉県と埼玉県電気工事工業組合との「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」の趣旨に基づき、長瀬町（以下「甲」という。）と埼玉県電気工事工業組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の町域内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

（支援協力の種類）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- (2) 町内における電気に係る事故防止に関すること。
- (3) 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
- (4) 前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。
- (5) 災害発生時における復旧に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

（支援協力要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、「支援要請書」（別紙様式第1）をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに支援要請書を交付するものとする。

- (1) 支援協力の種類
- (2) 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等
- (3) 支援協力を希望する期間

（支援協力の実施）

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。

ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

（復旧作業後の引渡）

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書」（別紙様式第2）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話により報告し、速やかに「災害復旧業務完了報告書」（別紙様式第2）を提出する。

（復旧実施マニュアルの提示）

第6条 乙は、甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提

示するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲・乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は、適正な価格とする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成21年8月5日から平成22年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第9条 協定について、疑義を生じた時又は定めのない事項については、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成21年8月5日

埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1

甲 長 瀬 町

長 瀬 町 長 大 澤 芳 夫

埼玉県さいたま市北区宮原1丁目39番地

乙 埼玉県電気工事工業組合

理 事 長 小 澤 浩 二

災害時における被災者等相談の実施に関する協定書

長瀬町（以下「甲」という。）と埼玉司法書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等（被災者及びその雇用主、従業者、相続人、親族を含む。以下同じ。）からの相談（以下「被災者等相談」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項に規定する要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、速やかに被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）の派遣実施計画（以下「派遣実施計画」という。）を作成し、甲に報告するものとする。

3 乙は、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

（被災者等相談の範囲）

第3条 相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。

- (1) 相続に関する相談
- (2) 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
- (3) 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
- (4) 成年後見制度に関する相談
- (5) その他司法書士法に定める業務に関する相談

（要請の方法）

第4条 甲が要請を行うときは、乙に相談業務の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙様式「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により要請することができる。

（態勢整備等）

第5条 乙は、甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。

2 乙は、要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から派遣要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

（費用負担）

第6条 被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。ただし、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りでない。

(相談料)

第7条 乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報交換及び資料の提供をするとともに必要に応じ協議を行うものとする。

(連携)

第9条 乙は、乙が被災者等相談を実施するに当たり、他機関と連携する必要があるときは、甲に他機関等との調整を申入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

(協定の存続期間)

第10条 この協定の存続期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも協定解除の申し出がなかった場合は、協定の存続期間がさらに1年間自動延長されるものとする。2年目以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年11月9日

(甲) 埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1

長 瀬 町

長瀬町長

(乙) さいたま市浦和区高砂3丁目16番58号

埼玉司法書士会

会 長

別紙様式

災 害 時 支 援 協 力 要 請 書

年 月 日

埼玉司法書士会 御中

要 請 者
(担 当)

電 話

次のとおり「大規模災害時における被災者相談に関する協定（ 年 月 日締結）」
による相談員の派遣を要請します。

派遣日時	
派遣場所 及び人数	
相談内容	
その他	

災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

長瀬町（以下「甲」という。）と埼玉土地家屋調査士会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という）時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の町内において災害が発生した場合に、乙が甲に対して行う支援に関し、その手続きを定め、円滑な支援が実施できるよう必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

- （1）災害にかかる住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号）に基づき、甲の職員と連携した町内家屋の調査に関すること。
- （2）甲が発行したり災証明について、町民からの相談に関すること。

（支援の要請）

第3条 甲は乙に対し、前条に定める支援を受けようとする場合には、認定調査を実施する所在地及び内容等、必要事項を記載した「被害認定調査要請書」（別紙様式第1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに被害認定調査要請書を提出するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けた時は、被害認定調査要請承諾書（別紙様式第2）を提出するとともに、速やかに乙の会員を甲に派遣し、認定調査を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を遅滞なく報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定により派遣された会員の人件費は負担しない。

2 乙が、甲の要請により認定調査を実施する場合に必要な資機材の費用については甲が負担するものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により、請求された内容を確認のうえ、適当と認めたときは速やかに乙に支払うものとする。

（守秘義務）

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（従事者の災害補償）

第8条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1箇月前までに甲乙いずれかからの協定解除の申出がないときは、さらに1年延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙間で協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年 6月26日

秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1
甲 長 瀬 町

さいたま市浦和区高砂4丁目14番1号
乙 埼玉土地家屋調査士会

別紙様式 1（第 3 条関係）

年 月 日
(時 分)

被 害 認 定 調 査 要 請 書

埼玉土地家屋調査士会会長 様

長 瀬 町 長

災害時における家屋被害認定調査に関する協定第 3 条の規定により、次のとおり要請します。

1 要請地域・内容

	内 容	備 考
要請地域	長瀬町	
認定調査内容 (被害内容)	地震被害、浸水被害、土砂崩れ被害 その他 ()	

その他の要請事項

2 要請人員 _____名

3 集合場所 _____

【要請担当者】

担当課 _____
氏 名 _____
電 話 _____
携 帯 _____
F A X _____

別紙様式 2 (第 4 条関係)

年 月 日
(時 分)

被 害 認 定 調 査 要 請 承 諾 書

長 瀬 町 長 様

埼玉土地家屋調査士会会長

年 月 日 時 分に要請がありました件については、災害時における家屋被害
認定調査に関する協定第 4 条の規定により次のとおり承諾します。

1 要請地域・内容

	内 容	備 考
要請地域	長瀬町	
認定調査内容 (被害内容)	地震被害、浸水被害、土砂崩れ被害 その他 ()	

その他の要請事項

2 要請人員 _____名

3 集合場所 _____

【派遣担当者】

氏 名 _____
電 話 _____
携 帯 _____
F A X _____

災害時における救援物資提供に関する協定書

長瀬町（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 町内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について要請があった時は、乙は以下の内容により協力するものとする。

- 2 乙は、第1項の要請があった時は、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。
- 3 乙は、第1項の要請があった時は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。
- 4 乙は、第1項の要請があった時は、飲料水の優先的な安定供給を甲に行うものとする。
- 5 飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認のうえ引き取るものとする。又、飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は甲乙協議のうえ決定するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

- 2 前項の解消の申し出は、1か月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成21年7月1日

埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1

甲 長 瀬 町

長 瀬 町 長 大 澤 芳 夫

埼玉県桶川市加納180番地

乙 三国コカ・コーラボトリング株式会社

取締役専務取締役執行役員

東 支 社 長 赤 地 文 夫

災害時における物資の輸送に関する協定書

長瀬町（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県トラック協会秩父支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲の災害時応急対策及び自治体の相互応援措置のために、貨物自動車による緊急輸送に関し必要な事項を定め、緊急輸送を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

（要請の手続）

第2条 甲は、この協定による要請をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした「災害時における緊急輸送業務協力要請書」（様式第1号。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、安全に配慮して口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 輸送する物資名、数量及び輸送先
- (3) 車両の台数及び運転手等（原則として、運転手及び補助者の2名体制とする）の人数
- (4) 輸送年月日（期間）
- (5) その他必要とする事項

（実施）

第3条 乙は、甲から緊急輸送の要請があったときは、特別な理由がない限り他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し、甲に輸送車両を提供するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により緊急輸送の実施を終えたときは、当該業務の終了後速やかに「災害時における緊急輸送業務実施報告書」（様式第2号）をもって報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が第2条の要請により緊急輸送の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の運搬費用については、原則として乙が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条の規定により国土交通大臣に届出した額によるものとし、補助者（8時間制）の費用は、実際に要した運送作業時間に単価を乗じた額を甲が負担するものとする。

3 甲は、次の場合の費用について、その実費を負担するものとし、それ以外のものについては甲乙協議して定めるものとする。

ア 燃料の高騰が著しいときのサーチャージ料

イ 宿泊の費用

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、第2条の緊急輸送終了後、当該の緊急輸送に要した費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに乙に支払うものとする。

（事故等）

第7条 乙の提供した輸送車両が故障その他の理由により緊急輸送を中断したときは、乙は速やかに当該輸送車両を交換してその緊急輸送を継続しなければならない。

2 災害時に起因する地盤のゆがみ、道路の寸断等により目的地まで、辿り着けないなど安全な走行を確保できない場合は、乙より道路等の状況を甲に報告し、甲、乙協議のうえ対応を決めるものとする。

3 乙の事情とは異なる災害の影響で、車両の故障等により代替え車両が必要となった場合の費用は甲が負担するものとする。

(災害応援活動への適用)

第8条 この協定は、甲が締結した災害応援協定先の自治体に、地震、風水害等の災害が発生し、災害応援活動を行うために貨物自動車による緊急輸送が必要となったときについても適用するものとする。

(期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1 か月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項については、その都度甲、乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が署名押印のうえ各1通を保有する。

平成24年 6月11日

甲 長瀬町大字本野上 1035 番地 1
長瀬町
長瀬町長

乙 秩父市宮側町 6 番 11 号
社団法人埼玉県トラック協会 秩父支部
支 部 長

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

埼玉県トラック協会

秩 父 支 部 様

長 瀬 町 長

災害時における緊急輸送業務協力要請書

「災害時における物資の輸送に関する協定書」第 2 条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 要請理由 _____

2. 輸送日、輸送物資名、数量及び輸送先等

輸送業務 年 月 日 (実施日)	輸 送 物資名	数 量	輸 送 先	備 考
年 月 日			地先から 地先まで	

3. その他 _____

年 月 日

長 瀬 町 長 様

埼玉県トラック協会

秩 父 支 部 長

災害時における緊急輸送業務実施報告書

このことについて、「災害時における物資の輸送に関する協定書」第 4 条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 輸送日、輸送物資名、数量及び輸送先等

輸送業務 年 月 日 (実施日)	輸 送 物資名	数 量	輸 送 先	備 考
年 月 日			地先から 地先まで	

2. その他

二瀬ダム、浦山ダム及び滝沢ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書

国土交通省関東地方整備局二瀬ダム管理所長、独立行政法人水資源機構荒川ダム総合管理所長、長瀬町長（以下「甲」、「乙」及び「丙」という。）は、丙が荒川周辺の住民に対して、甲及び乙所管の放流警報設備、河川情報表示設備等河川管理施設（以下「警報設備等」という。）により、災害情報等の伝達を要請することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 本協定書は、洪水被害等の発生が予想される場合に、丙が住民に対して行う災害情報等の提供にあたり、甲及び乙が自らの警報設備等を利用し、支援を行うことを目的とする。

（伝達する情報の内容）

第 2 条 甲及び乙が丙に代わって住民に伝達提供する情報の内容は、荒川における丙が自ら実施する災害情報伝達及び緊急避難の必要がある場合の避難支援情報等の伝達提供とする。

（費用負担）

第 3 条 洪水時に丙が行う住民等への緊急情報の伝達提供にあたり、丙を支援することを目的とすることに鑑み、伝達に係わる費用は甲及び乙の負担とする。

（伝達方法）

第 4 条 丙が住民に情報伝達するために、甲及び乙へ支援の要請を求めることができる施設及び伝達方法は次のとおりとする。

- (1) 甲及び乙が設置している放流警報スピーカー設備を用いた音声放送
- (2) 甲及び乙が設置している情報表示設備を用いた電光表示情報
- 2 丙が第 2 条の内容を警報設備等により伝達する必要がある場合の甲及び乙への要請の手法は、甲、乙及び丙にて別途定めるものとする。

（警報設備の配置）

第 5 条 警報設備等の配置は別図－1 に示すとおりとする。

（警報設備利用の制限）

第 6 条 甲及び乙各々がダム放流などにより警報設備等を使用しているときは、丙は警報設備等を利用した伝達提供はできない。

- 2 丙の要請により警報設備等を使用しているときに、甲及び乙各々がダム放流などで警報設備等を使用する必要があると判断した場合は、甲及び乙は丙の要請による警報設備等の使用を停止することができる。
- 3 丙は、原則として荒川が洪水時等の場合以外には、警報設備等を使用できない。

（情報伝達の責任）

第 7 条 丙の要請により甲及び乙が実施する警報設備等を使用した情報伝達提供は、丙が実施する警戒避難等に関する情報伝達の多様な手段の一つであり、情報伝達に係る責任を甲及び乙が有するものではないものとする。

- 2 この協定に基づく警報設備等の利用が要因となって第三者に損害を与えた場合は、一切の責

務を丙が負うものとする。

（疑義の解決）

第 8 条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙及び丙が協議のうえ、定めるものとする。

（有効期限）

第 9 条 本協定書は、締結の日から適用し、甲、乙及び丙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示が無い場合は、継続されるものとする。

（実施要領）

第 10 条 本協定の実施のため、必要な手続きについては、甲、乙及び丙が協議のうえ、実施要領を別途定めるものとする。

この協定の証として、本通 3 通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 22 年 2 月 1 日

甲	国土交通省関東地方整備局 二瀬ダム管理所長 藤田 浩 印
乙	独立行政法人水資源機構 荒川ダム総合管理所長 松枝 修治 印
丙	長瀬町長 大澤 芳夫 印